

まなざし



令和6年度版  
ひとり親家庭サポート  
ガイドブック



COLORS  
FUTURE!  
ACTIONS  
KAWASAKI 100th

## はじめに

このひとり親家庭サポートガイドブックは、ひとり親家庭の方、これからひとり親家庭になることを考へている方に向けて作成したものです。

ひとり親家庭の方は収入も主に一人分であることから、経済的に厳しい状況に置かれることが多く、また、ひとりで子育てと生計を担うことから、生活全般に余裕が持てず、いろいろな困りごとがあつても調べる時間がとれないこともあります。

そこで、ひとり親家庭の方の不安の軽減の一助となるよう、お困りごとに役立つ様々な制度や施設などを一冊にまとめましたので、ぜひご活用ください。

## ひとり親とは？

次のいずれかに該当し 20 歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- 未婚の方

「配偶者」… 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。  
 「婚姻」… 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。  
 「遺棄」… 配偶者が子どもと同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

※制度ごとに対象となる家庭が異なる場合があります。

詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

## この冊子で わかること

法律の改正等により、制度内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合があります。利用方法や具体的な内容については、それぞれの担当部署までお問い合わせください。

**ひとり親家庭になるとき、なったとき**

→ P3

**手続きや相談で利用するところ**

→ P10

**お金に関すること**

→ P18

**仕事に関すること**

→ P29

**子ども・子育てに関するこ**

→ P38

**日々の生活に関するこ**

→ P59

**相談窓口一覧  
区役所・支所の問合せ先一覧**

→ P64  
→ P66

## ひとり親家庭になるとき、なったとき

1 離婚を考えている方	3
(1) 離婚の種類	
(2) 国際離婚	
(3) 離婚をするときに確認しておきたいこと	
離婚によりひとり親になった方の手続き一覧	6
2 死別によりひとり親になった方	7

死別によりひとり親になった方の手続き一覧	7
3 子の遺棄によりひとり親になった方	8
4 未婚の親になった方	8
(1) 未婚の親になるときに確認しておきたいこと	
未婚の親になった方の手続き一覧	9

## 手続きや相談で利用するところ

1 区役所	10
2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ	11
(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ	
3 法的な手続きや支援を行うところ	11
(1) 横浜家庭裁判所川崎支部	
(2) 法テラス川崎	
4 養育費に関する支援を行うところ	12
(1) 養育費等相談支援センター	
(2) FPIC 横浜ファミリー相談室	
5 住まい・生活に関する支援を行うところ	13
(1) 母子生活支援施設	
(2) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	
(3) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21) フードバンクかわさき	
6 子どもに関する支援を行うところ	14
(1) 児童相談所	

(2) 児童家庭支援センター	
7 就労や就労に向けた支援を行うところ	15
(1) ハローワーク	
(2) キャリアサポートかわさき	
(3) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)	
(4) 川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク	
(5) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター) (再掲)	
8 人権の侵害に関する支援を行うところ	16
(1) 川崎市人権オブズパーソン	
9 外国人への支援を行うところ	17
(1) 川崎市国際交流センター	
(2) かながわ外国人すまいサポートセンター	
(3) 青丘社ふれあい館	
10 DV 被害に関する支援を行うところ	17
(1) 川崎市 DV 相談支援センター	

## お金に関すること

1 ひとり親家庭になったら	19
(1) 児童手当	
(2) 児童扶養手当	
(3) 遺族基礎年金	
(4) ひとり親家庭等医療費助成	
(5) 災害遭児等福祉手当	
(6) JR 通勤定期券割引制度	
(7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金	
(8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	
(9) 公正証書等作成費補助金	
(10) 養育費確保支援事業補助金	
(11) ひとり親控除・寡婦控除	
(12) 非課税貯蓄制度	
2 生活に困ったら	25
(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	
(2) 国民年金保険料免除制度	
(3) 国民年金保険料納付猶予制度	
(4) 国民健康保険料の軽減・減免	
(5) 生活保護	
(6) 生活資金貸付事業	

1 就労にかかる機関	30
(1) ハローワーク (再掲)	
(2) キャリアサポートかわさき (再掲)	
(3) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション) (再掲)	
(4) 川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク (再掲)	
(5) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター) (再掲)	
(6) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21) (再掲)	
(7) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	
2 資格取得支援	31
(1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
(2) 自立支援教育訓練給付金事業	
(3) 高等職業訓練促進給付金等事業	
(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業	
(5) 求職者支援制度	
(6) 職業能力開発施設	
シングルマザーの自立支援 (一社)日本シングルマザー支援協会の取組	36

知りたい内容ごとの目次です。同じページが複数の内容に掲載されていることがあります。

<b>相談窓口一覧</b>	64
<b>区役所・支所の問合せ先一覧</b>	66

<b>子ども・子育てに関すること</b>	
1 子育て・保育・居場所	40
(1) 幼児教育・保育の無償化	
(2) 認可保育所等	
(3) 川崎認定保育園等保育料補助	
(4) 幼稚園	
(5) 幼稚園類似施設利用料等補助金	
(6) わくわくプラザ	
(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業	
(8) こども文化センター	
(9) 病児・病後児保育施設	
(10) 一時保育	
(11) 地域子育て支援センター事業	
(12) 子育て悠遊ひろば	
(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)	
(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業	
(エンゼルパートナー制度)	
(14) ふれあい子育てサポート事業	
(15) 曜日保育	
(16) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)	
(17) 子育て短期利用事業	
(ショートステイ・デイスティ)	
2 育児の悩みの相談やサポート	46
(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ(再掲)	
(2) 地域子育て支援センター事業(再掲)	
(3) 子育て悠遊ひろば	
(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)(再掲)	
(4) 児童相談所(再掲)	
(5) 児童家庭支援センター(再掲)	
(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	
(7) 産後ケア事業	
(8) 栄養食品支給	
(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業	
(エンゼルパートナー制度)(再掲)	
(10) ふれあい子育てサポート事業(再掲)	
(11) 曜日保育(再掲)	
3 生活支援講座に関すること	62
(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	
(生活支援講習会)	
4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい	62
(1) メルマガ・SNS	
(2) ホームページ	
(3) かわさき子育てアプリ	
(4) カナ・カモミール	
5 シングルマザーの仲間づくり	63
(1) つくし会	
(一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)	
(2) シングルマザーのための講座&交流会	
(川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21))	

<b>日々の生活に関すること</b>	
1 住まいのこと	60
(1) 相談窓口	
(2) 公営住宅	
(3) 母子緊急一時保護事業	
(4) 母子生活支援施設(再掲)	
(5) 居住支援制度	
(6) 住居確保給付金	
(7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	
2 家事に関すること	62
(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業	
(エンゼルパートナー制度)(再掲)	
(2) 家事援助サービス(シルバー人材センター)	
3 生活支援講座に関すること	62
(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	
(生活支援講習会)	
4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい	62
(1) メルマガ・SNS	
(2) ホームページ	
(3) かわさき子育てアプリ	
(4) カナ・カモミール	
5 シングルマザーの仲間づくり	63
(1) つくし会	
(一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)	
(2) シングルマザーのための講座&交流会	
(川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21))	

# ひとり親家庭になるとき、なったとき

## 1 離婚を考えている方

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧(P6)も参考にしてください。

### (1) 離婚の種類

#### ア：協議離婚

夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の区役所区民課又は支所区民センターに提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません(子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決めることが必要です。)。また、手続は簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。

#### イ：調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは複数回に及ぶことがあります。調停調査には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子どもの親子交流(面会交流)について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。

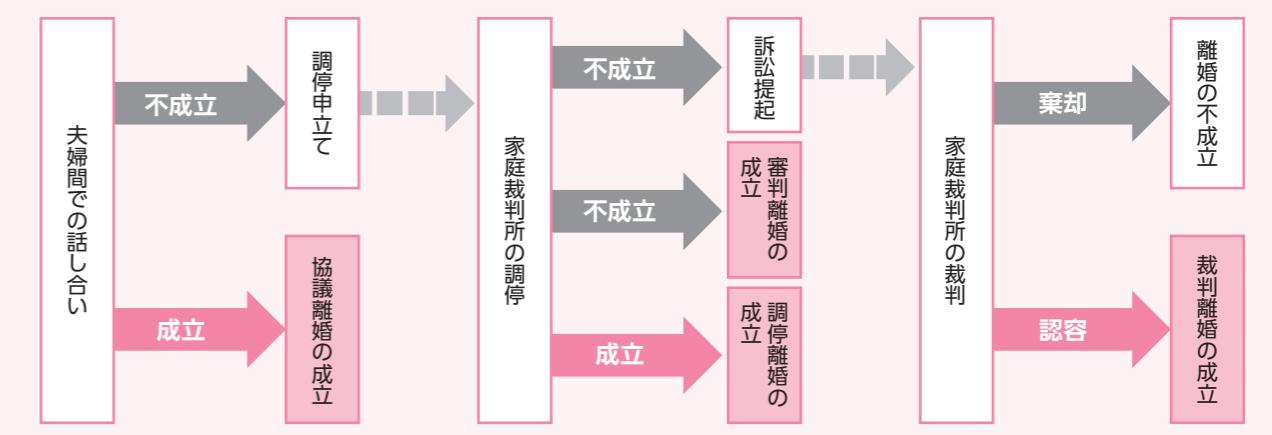
#### ウ：審判離婚

調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所が、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることができます。これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

#### エ：裁判離婚

調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

### 離婚の手続きの流れ



## (2) 国際離婚

日本人と外国籍の配偶者が離婚することをいいます。

### ア：日本で 離婚する場合

日本国内に住んでいる日本人が日本で離婚する場合、外国籍の配偶者が日本にいる場合でも国外にいる場合でも、日本の法律により離婚が成立します。  
※日本で離婚が成立しても、相手の国にも届出をしないと、その国では婚姻が続いていることになります。相手の国の在日公館（大使館等）に問い合わせるなどその国の離婚の手続きについて必ず確認しましょう。

### イ：外国で 離婚する場合

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることがあります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

### 離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。（離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。）

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を提出するという方法があります。

**【申請】原則として届出人の本籍がある市区町村の役所（どこの役所でも提出は可能です。）**

**【問合せ】各区区民課、支所区民センター戸籍担当**

## (3) 離婚をするときに確認しておきたいこと

離婚をすることに伴い、事前に決めておくことがあります。離婚によりひとり親になった方の手続き一覧（P6）を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

### ア：親権

民法に定められた未成年の子どもに対する親の権利と義務です。日本は単独親権であるため、未成年の子の親権者を父母のどちらかに決める必要があります。親権者となった親は、子どもを監護・養育し、居所を定める必要があります。

### イ：子どもの戸籍

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、区役所・支所に届出をする必要があります。

### ウ：養育費

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。

親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する重要な義務です。

#### （ア）取り決めの時期

なるべく離婚時に決めましょう。

養育費は、子どもに必要がある限り、いつでも請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。

一般的な支払期間は、子どもが経済的・社会的に自立するまでです。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにとても重要です。離婚時にきちんと取り決めましょう。

#### （イ）取り決めの方法

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと（できれば公正証書）が大切になります。

##### ① 話し合いで決める。

①-1 協議書を作成する。

②-2 公正証書を作成する。

認証紛争解決事業者が行う調停による和解。

② 家庭裁判所の調停や審判などで決める。

③ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。

④ 離婚後に養育費を請求する。

川崎市では、養育費の取り決めをした場合に要した費用や、未払いになった場合の強制執行等に要する費用を補助しています。

P24(9)(10)も参考にしてください。

### 公正証書と調停調書の違い

	公正証書（養育費）	調停調書（養育費）
夫婦間での養育費などについて話はまとまっているが、確実に支払ってもらうための保障がほしいという場合に作成するもの	夫婦間での養育費などについて話はまとまっているが、確実に支払ってもらうための保障がほしいという場合に作成するもの	離婚に際して養育費などについて夫婦間で協議ができない場合に、家庭裁判所に調停を申立て、調停での合意の内容を書類にしたもの
作成場所	公証役場	家庭裁判所
費用（手数料）	5000円～2万円程度 ※目的の価額（10年分の養育費額）に応じて決まります。	1200円×子どもの人数の収入印紙と連絡用の切手代
作成期間	1か月程度	数か月
履行勧告（注）	×	○
強制執行	○ ※強制執行ができる旨の条項を付け加えることが必要	○
問合せ	公証役場 神奈川県 検索	横浜家庭裁判所川崎支部 044-222-1316

（注）養育費等が支払われなかった場合に裁判所が相手方に実行するように勧告すること。（強制力はありません。）

**工：親子交流（面会交流）** 子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流をもつことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談してみてください。相談窓口一覧（P64）の法律関係部分にて親子交流（面会交流）についての相談先をご案内しています。

### オ：財産分与

離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

### カ：慰謝料

婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

### 【法律関係の相談窓口】

相談窓口一覧（P64）の法律関係部分をご覧ください。

## 離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

### 区役所・支所で

手続き	内容	窓口
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から10日以内の届出が必要です。	区民課住民登録第3係 区民センター住民登録・戸籍担当
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要です。	
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合	区民課住民登録第1係
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合	区民センター住民登録・戸籍担当
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民登録第1係、区民センター住民登録・児童手当・就学担当
保険証の記載内容の変更	住所・世帯主に変更がある場合 氏に変更がある場合	区民課住民登録第1係 区民センター住民登録・児童手当・就学担当 区民課住民登録第3係 区民センター住民登録・戸籍担当
子の戸籍の変更	離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。①、②の順で手続きをする必要があります。 子の氏の変更許可申請 入籍届	①家庭裁判所 ②区民課住民登録第3係 区民センター住民登録・戸籍担当
児童手当の届出	受給者を変更する場合	区民課住民登録第2係
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	区民センター児童手当・就学担当
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
児童扶養手当の申請	要件がありますので、詳しくはP19をご覧ください。	
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、詳しくはP22をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	区民センター保険年金担当
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
年金の届出	第3号被保険者だった場合、第1号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金担当 区民センター保険年金担当
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾患の届出		
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター
障害児福祉手当の届出	高齢・障害課障害者支援係・精神保健係	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	地区健康福祉ステーション高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当

※区役所・支所の問合せ先一覧はP66参照

## 2 死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め7日以内に死亡届を提出し、死別によりひとり親になった方の手続き一覧を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

## 死別によりひとり親になった方の手続き一覧

### 区役所・支所で

手続き	内容	窓口
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	区民課住民登録第3係 区民センター住民登録・戸籍担当
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民登録第1係 区民センター住民登録・戸籍担当
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民登録第1係、区民センター住民登録・児童手当・就学担当
保険証の記載内容の変更	世帯主に変更がある場合	区民課住民登録第1係 区民センター住民登録・戸籍担当
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合 厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	保険年金課国民年金担当 区民センター保険年金担当 川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
児童手当の届出	受給者を変更する場合	区民課住民登録第2係 区民センター住民登録・児童手当・就学担当
災害児童等福祉手当の届出	要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。 保護者・住所に変更がある場合	記載 P23 要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。 保護者・住所に変更がある場合
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
児童扶養手当の申請	要件がありますので、詳しくはP19をご覧ください。	記載 P19 要件がありますので、詳しくはP19をご覧ください。
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、詳しくはP22をご覧ください。	記載 P22 要件がありますので、詳しくはP22をご覧ください。
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 区民センター保険年金担当
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾患の届出		
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター
障害児福祉手当の届出	高齢・障害課障害者支援係・精神保健係	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	地区健康福祉ステーション高齢・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齢・障害担当

### その他

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧		
手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税:川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税:かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)
厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金(電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

## その他

手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税: 川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税: かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合
遺族基礎年金の届出 <span style="background-color: #e6f2ff; border: 1px solid #e6f2ff; padding: 2px;">記載 P21</span>		保険年金課国民年金担当・区民センター保険年金担当
遺族厚生年金の届出		川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求		亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署
保険金の請求	詳しくは各窓口にお問い合わせください。	生命保険会社等
医療費控除の還付		川崎南税務署(川崎・幸区)
死亡者の所得税の確定申告		川崎北税務署(中原・高津・宮前区)
相続税の申告		川崎西税務署(多摩・麻生区)
相続した預貯金の支払い請求		各金融機関
預貯金の名義変更		住所地の警察署
自動車運転免許証の変更		(株)日本郵便お客様サービス相談センター
郵便物の取扱い変更		
公共料金 (電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
パスポートの変更		神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更		不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

## 3 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

## 4 未婚の親になった方

## (1) 未婚の親になるときに確認しておきたいこと

## ア：出生届の提出

子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。また、生まれた子どものマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、概ね1か月前後で簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。

## イ：子の認知

結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

## (ア) 認知の種類

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。

## 死別によりひとり親になった方の手続き一覧

- 胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知

- 任意認知…子どもの父が自発的に行う認知

- 強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。父の死亡後3年以内の訴えも可能。

- 遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

## ウ：養育費

P4 参照

## エ：親子交流(面会交流)

P5 参照

## 未婚の親になった方の手続き一覧

## 区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧はP66 参照

手続き	内容	窓口
妊娠の届出 母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課 地区健康福祉ステーション地区支援担当
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	区民課住民登録第3係 区民センター住民登録・戸籍担当
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民登録第1係 区民センター住民登録・戸籍担当
国民健康保険 出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国民健康保険担当 区民センター保険年金担当
児童手当の申請 <span style="background-color: #e6f2ff; border: 1px solid #e6f2ff; padding: 2px;">記載 P19</span>	要件がありますので、P19をご覧ください。	区民課住民登録第2係 区民センター住民登録児童手当・就学担当
児童扶養手当の申請 <span style="background-color: #e6f2ff; border: 1px solid #e6f2ff; padding: 2px;">記載 P19</span>	要件がありますので、P19をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
ひとり親家庭等医療費助成の申請 <span style="background-color: #e6f2ff; border: 1px solid #e6f2ff; padding: 2px;">記載 P22</span>	要件がありますので、P22をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 区民センター保険年金担当
小児医療費助成の届出	要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税: 川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税: かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)

## 無戸籍について

最近、子をめぐる問題として、「無戸籍児問題」とか「離婚後300日問題」などという言葉を耳にすることはありませんか。それは、どのような問題なのでしょうか。

子が出生した場合には、出生の届出をすることによって、その子が戸籍に記載されます。「無戸籍児問題」とは、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するという問題です。また、「離婚後300日問題」は、母が、元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合には、その子は民法上元夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と元夫が異なるときであっても、原則として、元夫を父とする出生の届出しか受理されず、戸籍上も元夫の子として扱われることになるという問題、あるいは、このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことによって、子が戸籍に記載されず無戸籍になっているという問題のことです。

出生の届出をしないために無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局にご相談ください。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

[HP] [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)

[問合せ] 横浜地方法務局 川崎支局 044-244-4166



## 手続きや相談で利用するところ

### ● 関係機関一覧

機関名	生活支援※	子育て支援※	就業支援※	対象家庭			子の年齢		所得制限		備考
				母子	父子	寡婦	不問	20歳未満	18歳未満	あり	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載 P11	●	●	●	●	●	●			●	
横浜家庭裁判所川崎支部	記載 P11	*			●	●	●	●			家事事件申立、 家事手続案内等
法テラス川崎	記載 P12	●			●	●	●	●		●	
養育費等相談支援センター	記載 P12	●			●	●	●	●		●	
FPIC 横浜ファミリー相談室	記載 P12	●			●	●	●	●		●	
母子生活支援施設	記載 P13	●	●		●			●		●	
だいJOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載 P13	●		●	●	●	●	●		●	
川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	記載 P13	●	●	●	●	●	●	●		●	
児童相談所	記載 P14	●	●		●	●	●	●		●	
児童家庭支援センター	記載 P14	●	●		●	●	●	●		●	
ハローワーク	記載 P15				●	●	●	●		●	
キャリアサポートかわさき	記載 P15				●	●	●	●		●	
コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)	記載 P16				●	●	●	●	*	*	15歳～49歳
川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク	記載 P16				●	●	●	●		●	
川崎市国際交流センター	記載 P17	●			●	●	●	●		●	
かながわ外国人すまいサポートセンター	記載 P17	●			●	●	●	●		●	
川崎市DV相談支援センター	記載 P17	●			●	●	●	●		●	

※具体的な内容の詳細については、各機関にお問い合わせください。

### ● 関係機関案内

#### 1 区役所

##### (1) 区民課

- 出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など戸籍に関すること
- 住所変更、住民票に関すること
- 児童手当、市立小中学校への就学に関すること など

##### (2) 児童家庭課

- 認可保育所の入所に関すること
- 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に  
関すること など

##### (3) 保険年金課

- 国民健康保険、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費  
助成、国民年金、後期高齢者医療、介護保険料に関する  
こと など

##### (4) 保護課

- 生活保護に関すること

##### (5) 地域支援課

- 子ども・子育て相談、健康相談、健康診査、予防接種に  
関すること など

## 2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

### (1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業に係る相談や、パソコン講座等の様々なセミナーのほか、給付金等を活用した資格取得についてもご相談いただけます。

種別	相談内容	相談時間
生活相談	育児や家事、精神面・健康面の健康管理等生活一般に についての相談	9:30～16:00 (水・金は 20:00まで)
就業相談	資格取得の情報提供や再就職・転職までのプラン作り、 就職についての相談	
弁護士による法律相談	離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等法律 に関する相談 (離婚によりひとり親家庭となる予定の方の相談可)	毎月第2金曜 17:00～20:00 奇数月第4金曜(11月を除く) 13:30～15:00の間で1人25分 (1か月前から事前予約制、同一問題について3回まで)
1級ファイナンシャルプランナー による生活・家計相談	家計の見直し、教育資金の準備、老後の生活設計など 暮らしとお金の相談 (離婚によりひとり親家庭となる予定の方も相談可)	奇数月第2土曜(11月を除く) 13:30～15:00の間で1人30分 (1か月前から事前予約制)

パソコンに関する講座・資格取得支援講座や生活支援セミナー等も開催しています。(テキスト代等を除き無料)  
詳しくはホームページをご覧ください。

【開所時間】 9:00～17:00 (水・金 9:00～21:00)

【休所日】 月、第2・4日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、

月曜日が祝日の場合の翌日

【所在地】 中原区今井上町1-34 和田ビル2階

【アクセス】 JR 南武線・東急東横線

武蔵小杉駅 徒歩10分

【問合せ】 044-733-1166

【HP】 <https://kawasaki-boshicenter.com/>



相談窓口一覧(P64)の法律関係の部分  
も併せてご覧ください。

## 3 法的な手続きや支援を行うところ

### (1) 横浜家庭裁判所川崎支部

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。  
家庭裁判所では、どこの裁判所にどのような申立てができるのかを案内する家事手続案内も実施しています。

#### 家庭裁判所で行う主な手続き

- ①調停…離婚、親権者の指定・変更、養育費の請求、  
財産分与、親子交流(面会交流)など
- ②審判…子の氏の変更許可など
- ③訴訟…離婚など
- ④履行勧告…家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行  
するように勧告すること(強制力はありません。)

#### 【申立ての際の費用】

所定の手数料(調停又は審判は1件800円又は1,200円分の收  
入印紙※)と連絡用の切手代

※訴訟の手数料は、訴える内容により異なります。

詳しくはお問い合わせください。

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区富士見1-1-3

【アクセス】 京急線 京急川崎駅 徒歩10分、  
JR川崎駅からバス

「カルッツかわさき・富士見公園」下車徒歩1分

【問合せ】 044-222-1316

## (2) 法テラス川崎

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談をご案内します。

【開所時間】9:00～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区駅前本町11-1パシフィックマークス川崎ビル10階

【アクセス】 JR川崎駅 徒歩1分、京急線 京急川崎駅 徒歩2分

【問合せ】 0570-078309

(IP電話をご利用の場合は 050-3383-5366)

### 民事法律扶助制度について

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士、司法書士費用の立替えをする制度です。

#### 【利用条件】

①収入等が一定額以下であること

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、  
自己破産の免責見込みのあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【無料法律相談実施内容】1回30分で同一問題につき3回まで

【実施場所】法テラス又は法テラスと契約している弁護士、司法書士の事務所

川崎市にお住まいの方の場合		
	手取月収額の基準	資産合計額の基準 (現金、預貯金との合計額)
単身	20万200円以下	180万円以下
2人家族	27万6,100円以下	250万円以下
3人家族	29万9,200円以下	270万円以下
4人家族	32万8,900円以下	300万円以下

## 4 養育費に関する支援を行うところ

### (1) 養育費等相談支援センター

養育費や親子交流(面会交流)に関する相談に応じています。 【電話相談】03-3980-4108

(ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)

0120-965-419 (フリーダイヤル)

(携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。)

【メール相談】info@youkuhi.or.jp

(相談員が、数日中に回答を送信します。)

【時間】 平日(水を除く)10:00～20:00、

水(祝日を除く)12:00～22:00、

土・祝日 10:00～18:00

※回答はPCから送信しますので、迷惑メール拒否設定をされている方は受信可能な設定にしてください。

### (2) FPIC 横浜ファミリー相談室

家族(夫婦、親子)関係の相談、親子交流(面会交流)の支援を行っています。相談は電話による予約が必要です。なお、電話相談は受付ていません。

【相談料】 面接相談の料金は、1時間当たり5,000円です。

※相談時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに2,000円が加算されます。

【開所時間】10:00～16:30

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜405号

【アクセス】JR根岸線 石川町駅 徒歩3分

【問合せ】 045-226-3656

## 5 住まい・生活に関する支援を行うところ

### (1) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもとその母等を保護し、入所により、自立の促進のための生活支援や子どもの健全育成のための活動等を行う施設です。

【問合せ】

各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係、各地区健康福祉ステーション地区支援担当

### (2) だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)

失業等で生活にお困りの方の支援を行う相談窓口です。「仕事がなかなか見つからない」、「家賃が払えない」、「生活費に困っている」、「家計のやりくりがうまくできない」、「こころの病気について相談したい」など、就職のことや経済的なこと、生活のこと、こころのことなど、専門の相談員が寄り添いながら総合的にサポートします。

【利用できる方】市内在住の失業等で生活にお困りの方、生活保護を受けていない方

【開所時間】10:00～18:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル5階

【アクセス】JR川崎駅 徒歩2分、京急線 京急川崎駅 徒歩1分

【問合せ】 044-245-5120

### (3) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

法律講座、女性のための就業支援セミナー、働き方・しごと相談、パソコン講座、一時保育、パパサロン、シングルマザーフェスタでの相談会、情報提供、日用品の配布、交流会など、各種事業を実施しています。

【開所時間】8:30～21:30

【休所日】毎月第3火、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】高津区溝口2-20-1

【アクセス】JR南武線 武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線 溝の口駅 徒歩10分

【問合せ】044-813-0808

【HP】https://www.scrum21.or.jp/



#### シングルファーザー事例集

『みんなどうしてる? 川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました』

配布中

すくらむ21HPでも全ページ掲載中



### ひとり親家庭の皆さまへの食品配付のご案内

認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパンは、ひとり親家庭への月1回の食品配付を行っております。食品受け取りをご希望の方は、HPよりお申込みが出来ます。

【対象】 ひとり親家庭の方 ※ひとり親家庭等医療費助成制度医療証をお持ちの方

【内容】 お米や麺類などの主食、レトルト食品、インスタント食品、お菓子など

【日時・会場】 HPでご確認ください。(市内会場:川崎区、中原区)

【申し込み方法】 ホームページで利用登録後、専用フォームより申し込み ※利用登録時に食品支援の詳細もご確認ください。

【問合せ】 認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパン

E-mail: gohan@gnjp.org

Tel: 03-6423-1768 平日10:00～17:00 音声ガイダンス「食品支援グッドごはん」まで



## 6 子どもに関する支援を行うところ

### (1) 児童相談所

子ども(18歳未満)たちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。子どもに関して気になることをご相談いただき、専門の職員(児童福祉司、児童心理司、医師など)がご家族と一緒に問題解決にあたります。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
南部児童相談所	川崎・幸・中原区	幸区鹿島田1-21-9	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩5分	044-542-1234
中部児童相談所	高津・宮前区	高津区久本1-4-1	JR 南武線 武蔵溝ノ口駅 徒歩4分	044-877-8111
北部児童相談所	多摩・麻生区	多摩区生田7-16-2	小田急線 生田駅 徒歩5分	044-931-4300

### かながわ子ども家庭110番相談LINE

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもに関わる相談を専門の相談員が無料でお受けします。保護者の方はもちろん、子どものみなさんからの相談もお待ちしています。

※相談の秘密は必ず守ります。

【友だち追加】 LINEアプリのホーム画面の検索で、



公式LINEアカウント

ID「@kana\_kodomo110」で  
検索して追加。  
※「友だち検索」機能ではありません。

【対象】 神奈川県内にお住いの子ども、保護者の方

【受付日】 月曜日から土曜日(年末年始を除く)

【時間】 9:00～21:00

### (2) 児童家庭支援センター

子ども(18歳未満)と家庭のための地域の相談機関です。子育てや家庭の悩みと一緒に考えながら、専門のスタッフ(臨床心理士、社会福祉士、保育士等)が、問題解決のお手伝いをします。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
あいせん 児童家庭支援センター	川崎区	川崎区浜町2-22-16	バス浜町3丁目 下車徒歩3分	044-201-4772
しゃんぐりら こども家庭支援センター	川崎・幸・中原区	幸区東小倉6-1	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩5分 JR 横須賀線 新川崎駅 徒歩10分	044-520-3608
SNG 児童家庭支援センター	幸・中原区	中原区木月伊勢町3-3	東急東横線 元住吉駅 徒歩7分	044-711-8484
まぎぬ 児童家庭支援センター	高津・宮前区	宮前区馬絹1-24-5	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩7分	044-863-7855
かわさきさくら 児童家庭支援センター	高津・宮前・多摩・麻生区	多摩区菅稻田堤1-10-5	JR 南武線 稲田堤駅 徒歩2分	044-944-3981
はくさん 児童家庭支援センター	多摩・麻生区	麻生区白山1-1-5	バス白山北緑地前 下車徒歩1分	044-712-4073

## 7 就労や就労に向けた支援を行うところ

### (1) ハローワーク

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん、失業等給付金の支給等を行っています。

- |      |                                |                                      |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 【内容】 | ①職業紹介・職業相談                     | ③職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給            |
|      | ②雇用保険関連業務(失業等給付金、教育訓練給付金の支給業務) | ④専門援助を必要とする求職者(学卒、障害者等)に対する職業紹介・職業相談 |

#### ア：ハローワーク川崎 マザーズコーナー併設

【開庁時間】月～金 8:30～17:15

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区南町17-2

【アクセス】 JR川崎駅 徒歩8分

【問合せ】 044-244-8609

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

所轄地域：川崎区・幸区

#### イ：ハローワーク川崎北 マザーズコーナー併設

【開庁時間】月～金 8:30～17:15

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 高津区久本3-5-7 新溝ノロビル4階

【アクセス】 JR南武線 武蔵溝ノ口駅、

東急田園都市線 溝の口駅 徒歩10分

【問合せ】 044-777-8609

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

所轄地域：川崎区・幸区以外

#### ウ：ハローワークプラザ新百合ヶ丘

ハローワークの付属施設で、職業相談・職業紹介のみ行っています。

【開庁時間】月～金 9:30～18:00

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン1階

【アクセス】 小田急線 新百合ヶ丘駅 徒歩2分

【問合せ】 044-969-8615

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。  
来庁の際はホームページをご確認ください。

#### エ：福祉から就労・自立サポート窓口

地区	設置場所
田島地区	田島福祉事務所内2階(R7.1川崎区役所へ移転予定)
幸区	幸区役所内2階
宮前区	宮前区役所内2階
多摩区	多摩区役所内7階

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、住居確保給付金受給者等に対して、ハローワークから派遣された就職支援ナビゲーターが、担当者制により、個々人ごとにきめ細かい職業紹介・職業相談(予約制)をしています。

【開庁時間】8:45～17:15(12:00～13:00を除く)

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

#### マザーズコーナー

- 担当者制・予約制による一人ひとりの状況に応じた就職活動のサポート
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供
- 子育て支援に関する情報の提供
- おもちゃのあるキッズコーナーやチャイルドシートをおけるゆったりとした相談スペース
- 就職に役立つセミナーの開催

### (2) キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口として、求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた求人情報を探し、紹介する就業マッチングを行っています。託児サービス付きの女性就職相談、ご自宅等からのオンライン相談、就職活動で役立つセミナーなど多数の支援プログラムを用意しています。

また、市内中小企業等との交流会を開催する等、正社員を基本とした就職の支援を行っています。

【利用できる方】求職者等	【出張相談】川崎区役所・麻生区役所 月・木 10:00～17:00
【相談時間】月～土 10:00～17:00(火は10:00～20:00)	【開所時間】9:00～17:00(火は9:00～20:00)
※託児サービス付き女性就職相談 火 9:30～16:00	【休所日】日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 【所在地】高津区溝口1-6-10 てくのかわさき5階

### (3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)

働くことに不安を抱える若者とその家族を対象に、個別相談、臨床心理士による心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、コミュニケーションセミナー、家族を対象にしたセミナー、パソコン講座などを実施しています。

【利用できる方】15歳から49歳まで	【アクセス】JR南武線 武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線 溝の口駅 徒歩5分
【開所時間】月～土 9:00～17:00	【問合せ】044-850-2517(月～土 10:00～17:00)
【休所日】日、祝日、年末年始(12/29～1/3)	【所在地】高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階

### (4) 川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク

様々な福祉の仕事の無料職業紹介事業、就職相談を行っています。

【利用できる方】福祉関係の仕事を探している方	【所在地】中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階
【開所時間】8:30～17:00 <相談・登録受付時間>9:00～11:45 13:00～16:30	【アクセス】JR南武線 武蔵中原駅 徒歩1分
【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)及び就職相談会開催日	【問合せ】044-739-8726

### (5) だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)

(再掲) P13 参照

## 8 人権の侵害に関する支援を行うところ

### (1) 川崎市人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害と男女平等にかかる人権の侵害の相談や救済の申立てを受ける川崎市の機関です。

本人だけでなく、家族や友達なども相談できます。匿名での相談も可能です。

【相談受付日時】月・水・金 13:00～19:00 土 9:00～15:00	【休所日】祝日、年末年始(12/29～1/3)
---	-------------------------

**子ども** いじめや虐待、学校での友達関係の悩みなど、詳しくお話を聴き、問題解決に向けて助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときには、お子様の思いに寄り添いながら、第三者としての立場で関係者や関係機関と調整などを行い、問題解決を目指します。  
【子どもあんしんダイヤル】0120-813-887(子ども専用・無料)  
【大人の方用】044-813-3110 令和6年7月22日以降 044-200-1460

**男女平等** DVやセクハラ、性差別などの相談・救済を行っています。  
【男女平等の相談】044-813-3111 令和6年7月22日以降 044-200-1461

### 9 外国人への支援を行うところ

以下の場所で、多言語による日常生活の困りごとの相談ができます。

### (1) 川崎市国際交流センター

相談言語	相談日	時間
英語	月・火・水・木・金・土	9:00～17:00
中国語	月・火・水・木・金・土	
韓国語・朝鮮語	火・木	
ポルトガル語	火・金	
スペイン語	火・水	
フィリピン語	火・水	

【所在地】中原区木月祇園町2-2  
【アクセス】東急東横線 元住吉駅 徒歩12分

相談言語	相談日	時間
ペトナム語	火・金	9:00～17:00
タイ語	月・火	
インドネシア語	火・水	
ネパール語	火・土	
やさしい日本語	月・火・水・木・金・土	

【問い合わせ】044-435-7000  
【相談専門ダイヤル】044-455-8811

### (2) かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人のすまいや生活について、多言語(英語や中国語、やさしい日本語など9言語)で相談できます。  
曜日によって対応言語が変わりますので、電話で問い合わせてください。

【受付時間】10:00～17:00	【アクセス】JR根岸線 関内駅 徒歩5分、 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 徒歩3分
【休日】月～土、祝日、年末年始	【所在地】横浜市中区常盤町1-7 横浜YMCA2階
【問い合わせ】045-228-1752 【HP】https://sumasen.com/	



### (3) 青丘社ふれあい館

外国人につながる方々のさまざまなお手続きのお手伝いをしています。  
その他、イベントや講座の実施など、最新情報をお知りになりたい方はぜひLINE公式アカウントの友だち追加をしてください。



## 10 DV 被害に関する支援を行うところ

### (1) 川崎市DV相談支援センター(電話相談)

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害に関する相談、緊急時の安全を確保するための相談、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介などを行っています。性別を問わず、相談を受け付けています。

【受付日時】月～金 9:30～16:30(祝日、年末年始を除く) 【問い合わせ】044-200-0845

# お金に関すること

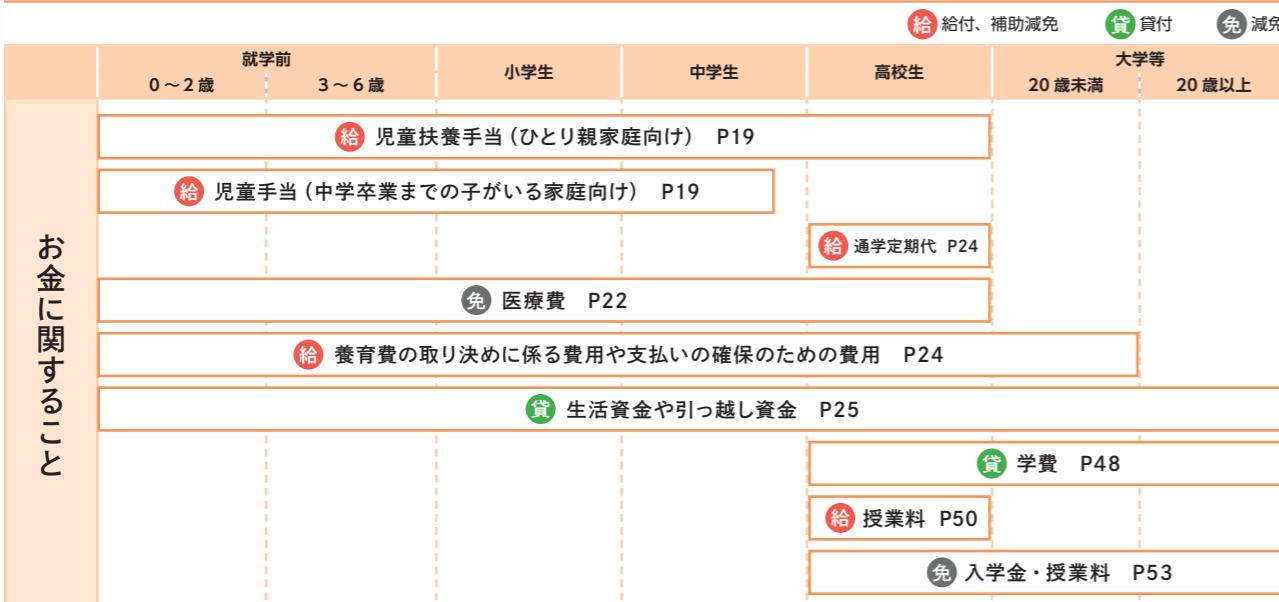
## 1 ひとり親家庭になったら

手当・助成	免除等
児童手当	P19
児童扶養手当	P19
遺族基礎年金	P21
ひとり親家庭等医療費助成	P22
災害児等福祉手当	P23
ひとり親家庭等通勤交通費助成金	P23
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24
公正証書等作成費補助金	P24
養育費確保支援事業補助金	P24
JR 通勤定期券割引制度	P23
ひとり親控除・寡婦控除	P24
非課税貯蓄制度	P25

## 2 生活に困ったら

生活費等が足りない	
貸付	免除等
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P25
生活資金貸付事業	P28
手当・助成制度とは異なり、やむを得ず一時的にまとまった金額が必要となる方等が利用できる貸付制度です。	
手当・助成	
生活保護	P28
お子さんの学校生活の費用	
住まいのこと	
日々の生活に関すること (P59 ~) をご覧ください。	

## ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度



## 1 ひとり親家庭になったら

### (1) 児童手当

中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。(令和6年9月分まで)受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請月の翌月分からです。なお、離婚などにより受給者が変更になる時も改めて申請が必要です。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

公務員の方(独立行政法人等を除く)は勤務先からの支給になりますので勤務先にお問い合わせください。

【支給月】 年3回(6月・10月・2月)

※制度改正後は年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

【申請・問合せ】 各区民課住民登録第2係、支所区民センター児童手当担当

児童手当月額(令和6年9月分まで)			
年齢	所得制限限度額未満(児童手当)	所得制限限度額以上(特例給付)	所得上限限度額以上
3歳未満	1万5千円		
3歳以上	- 第1子・第2子 小学校卒業まで	1万円	5千円
	- 第3子以降	1万5千円	支給されません (令和4年6月より)
中学生		1万円	

### 制度改正について

令和6年10月分(令和6年12月支給分)より、新制度が適用されます。所得制限が撤廃され、高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)子どもを養育している方に手当が支給されます。養育している子どもの年齢や人数によって支給額が異なりますので、詳しくはお住いの区の区役所区民課または支所区民センターにお問い合わせください。

### (2) 児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方)を監護している父母又は父母に代わって子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

【支給月】 年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

### 手当額

子ども1人のとき 月額45,500円(所得額に応じて45,490円~10,740円)

子ども2人のとき 児童1人のときの月額に10,750円(所得額に応じて10,740円~5,380円)を加算

子ども3人のとき 3人目から児童1人増すごとに6,450円(所得額に応じて6,440円~3,230円)を加算

※( )は手当の一部を受給できる方の手当額

※令和7年1月支給分から、3人目以降の加算額を2人目の加算額と同額とする予定です。

## 利用できる方

日本国内に住所がある、次の支給要件に該当する子どもを監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している方が児童扶養手当を受けることができます。

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した子ども             | ⑤父又は母から1年以上遺棄されている子ども     |
| ②父又は母が死亡した子ども              | ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども |
| ③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども | ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども      |
| ④父又は母の生死が明らかでない子ども         | ⑧母が婚姻しないで生まれた子ども          |
|                            | ⑨父・母ともに不明である子ども(孤児など)     |

## 所得制限

請求者及び扶養義務者等の前年(1~9月までの請求は前々年)の所得が所得限度額以上ある場合、その年度は、児童扶養手当の一部又は全額が支給停止となります。

①所得額は次の計算式により計算します。

$$\text{所得額} = \text{就労等による所得} + \text{養育費の } 80\% - \text{諸控除}$$

養育費を受け取っている場合は、前年に受け取った額の8割相当額を就労等による所得に加算します(父又は母に限る。)。

②所得額と、以下の扶養親族等の数に応じた所得限度額一覧表を比較してください。

扶養親族等の数	所得制限限度額一覧表(令和5年度(令和4年分))		
	請求者(父、母又は養育者)	全部支給	一部支給
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
扶養親族等が3人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額			

※扶養義務者は、民法第877条第1項(「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」)に定められた方です。

※扶養親族等の数は、令和4年12月31日現在の税法上の扶養親族等の人数です。

※令和7年1月支給分から、請求者の所得制限限度額を引き上げる予定です。

## 支給期間

請求のあった日の属する月の翌月から養育している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで  
(政令で定める程度の障害がある場合は子どもの20歳の誕生日の前日まで)

## 支給されないとき

- 子どもが
- 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
  - 申請者でない父又は母と生計を同じくしているとき  
(父又は母が障害による受給の場合を除く)
  - 父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき
  - 日本国内に住所を有しないとき

- 父又は母もしくは養育者が
- 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき  
(父又は母に限る。)
  - 日本国内に住所を有しないとき

## 児童扶養手当の現況届及び一部支給停止について

児童扶養手当の認定を受けた方は、毎年8月に現況届を各区児童家庭課又は地区健康福祉ステーションに提出することが必要です。提出をしないと11月分以降の手当を受けることができなくなるので、注意しましょう。なお、所得制限により支給停止となっている方も、受給資格はありますので、現況届を提出する必要があります。また、児童扶養手当の受給から5年等を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。ただし、必要な手続きを行うことで、従来どおりの支給となる場合があります。対象となる方には事前にお知らせをお送りしますので、必ずお読みになって必要な手続きを行ってください。

## (3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。子は18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること(国民年金法の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳未満であること)かつ、婚姻していないことが条件です。

### 支給要件

※①、②の場合、納付要件があります。

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、子のある配偶者又は子に支給します。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| ①国民年金の被保険者                                     | ③老齢基礎年金の受給権者              |
| ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に<br>住所を有し、60歳以上65歳未満である方 | ④老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たした方 |

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

遺族基礎年金支給年額(令和6年度) ※年額は毎年度改定されます。			
子のある配偶者 昭和31年4月2日以降生まれの方※	子のみ		
子1人	1,050,800円	1人	816,000円
子2人	1,285,600円	2人	1,050,800円
子3人以上	子2人の時の額に1人につき78,300円を加算	3人以上	2人の時の額に1人につき78,300円を加算

※昭和31年4月1日以前生まれの方は、子1人:1,048,500円、子2人:1,283,300円、子3人以上:子2人の時の額に1人につき78,300円を加算

### 遺族厚生年金とは

厚生年金に加入中の方または加入していた方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

※支給要件や保険料の納付要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 加入していた方の平均標準報酬月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

【申請・問合せ】 川崎・幸区:川崎年金事務所 044-233-0181  
中原・高津・宮前・多摩・麻生区:高津年金事務所 044-888-0111

## (4) ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで）を養育するひとり親家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額等を除く。）を助成します。ただし、所得制限があります。

### 利用できる方

川崎市に住所があり、何らかの健康保険に加入している次の方

- ①ひとり親家庭の父又は母と養育されている子ども
- ②父母のいない子ども又は父母が監護しない子どもを養育している養育者と子ども
- ※「養育者」とは子どもと同居し、主としてその生計を維持している方です。

この制度で「ひとり親家庭」とは次のいずれかの状態にある子どもを養育している家庭をいいます。

- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| ①父又は母が死亡した子ども                  | ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども                          |
| ②父母が婚姻を解消した子ども                 | ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている子ども                          |
| ③父又は母が規則で定める程度の<br>障害の状態にある子ども | ⑧母が婚姻しないで生まれた子ども                                   |
| ④父又は母の生死が明らかでない子ども             | ⑨父・母ともに不明である子ども（孤児など）                              |
| ⑤父又は母から1年以上離棄されている子ども          | ※子どもを父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係<br>がある方を含む。）が養育している場合は除きます。 |

### 所得制限

#### 父、母又は養育者、配偶者、扶養義務者についての所得制限

扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0人	2,440,000円	3,725,000円
1人	2,820,000円	4,200,000円
2人	3,200,000円	4,675,000円

なお、児童扶養手当において審査対象の所得に含まれる養育費については、医療費助成では審査対象の所得となりませんので、児童扶養手当の支給が停止されている場合でも、養育費部分を除いた所得が限度額未満である場合は、医療費の助成を受けられます。

また、所得が限度額未満であるものの、公的年金等の受給額が児童扶養手当支給額を上回っていることにより支給が停止されている場合も、医療費の助成を受けられます。

【申請・問合せ】 各区保険年金課後期・介護・医療費助成担当、支所区民センター保険年金担当

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2695

## (5) 災害遭児等福祉手当

「災害」により18歳未満の子どもと同一生計を営む父又は母等が死亡、又は重度の障害（身体障害者1級又は2級の方）を有することになった場合、その子どもを扶養している保護者の方に手当を支給する制度です。

**手当額** 子ども1人につき 月額3,000円（申請月分から支給）

**【支給月】** 年2回（9月・3月）

**【申請】** 各区区民課住民登録第2係、支所区民センター住民登録・児童手当・就学担当  
※福祉手当を受けられている方の子どもが小・中学校入学及び中学校を卒業した場合等に、  
祝金品を贈呈する制度があります。福祉手当受給者台帳に基づき贈呈します。

**【問合せ】** こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

## (6) JR通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、JR通勤定期券が3割引になります。  
制度を利用する方は事前に各窓口で申請の上、証明書を受け取ってください。

**【申請・問合せ】** 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、  
各区地域みまもり支援センター保護課、  
各地区健康福祉ステーション保護課

## (7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。  
生活保護を受けている世帯は対象になりません。

### 助成金額

令和6年3月分までの交通費：月額8,000円

令和6年4月分以降の交通費：月額9,000円を上限として、次のとおり助成します。

**定期券購入の場合：** 6か月通勤定期券を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。

**現金（IC含む）の場合：** IC料金等最も安価な料金により助成します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2709

## (8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。

生活保護を受けている世帯は対象になりません。

### 助成金額

最も経済的な経路及び方法による6か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を助成します。通信制高校等で通学定期券を購入できない場合や経済的事情等で6か月定期券の購入が難しい場合などはお問い合わせください。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

控除額					
対象	住民税	所得税	対象	住民税	所得税
ひとり親	300,000円	350,000円	寡婦	260,000円	270,000円

※その年の1月1日現在、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。

【問合せ】 住民税 川崎・幸区：かわさき市税事務所市民税課市民税係 044-200-3882

中原区：こすぎ市税分室市民税担当 044-744-3231

高津・宮前区：みぞのくち市税事務所市民税課市民税係 044-820-6560

多摩・麻生区：しんゆり市税事務所市民税課市民税係 044-543-8958

所得税 川崎・幸区：川崎南税務署 044-222-7531

中原・高津・宮前区：川崎北税務署 044-852-3221

多摩・麻生区：川崎西税務署 044-965-4911

## (9) 公正証書等作成費補助金

養育費の取り決め内容を記した公正証書等の作成に要する費用を上限5万円まで補助します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

## (10) 養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社等と養育費保証契約を締結後、養育費の不払いに伴う立替払いがなされた場合の保証契約の手数料や、不払いとなった養育費の回収を弁護士等に依頼した際にかかった費用を上限額8万円まで補助する事業です。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

## (11) ひとり親控除・寡婦控除

### ひとり親控除を利用できる方

現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額が500万円以下で次のどちらにも該当する方

①生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になつてない方）を有する

②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

③前年の12月31日時点でひとり親に該当する方

### 寡婦控除を利用できる方

いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、前年の12月31日時点で次のいずれかに該当する方

①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有する

②夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない

## (12) 非課税貯蓄制度

児童扶養手当受給者の貯蓄が少額である場合、非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、一定の確認書類を提示することを要件に非課税になります。

【非課税になる範囲】 1人につき元本350万円まで

【申請・問合せ】 各金融機関

## 2 生活に困ったら

### (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の親やその子どもなどを対象として、就労のための資格取得に伴う費用、引越し費用、医療介護中など一時的な生活困窮の場合に生活を安定させるための費用などを貸し付けます。

※資金により、貸付条件がありますので、審査により貸し付け出来ない場合があります。申請にあたっては、第三者の連帯保証人を設定してください。なお、やむなく家庭の事情により連帯保証人を設定出来ない場合はご相談ください。

### 利用できる方

「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

①母子家庭の母又は父子家庭の父（配偶者のない女子又は男子で、現に20歳未満の子どもを扶養している方）

②母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども

※20歳未満の子どもと20歳以上ある子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上ある子どもも対象になります。

③父母のいない20歳未満の子ども

「寡婦福祉資金」の貸付対象者

①寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方）

②寡婦が扶養している20歳以上の子ども

③40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※①又は③で現に扶養している子どもがいない場合は、所得制限（前年又は前々年の所得が203万6千円以下）があります。

資金の種類		
資金の名称	貸付対象者	貸付金の内容
修学資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校などで修学するために必要な授業料等に充てる資金
就学支度資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校・厚生労働省が定める修業施設などに就学するために必要な入学金等の一時的な経費に充てるための資金
修業資金	児童・子	1. 事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 2. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
就職支度資金	母・父・児童・寡婦	1. 就職に際して直接必要となる被服・履物等の購入費などに要する資金 2. 就職・通勤のために自動車購入が必要となる場合の資金
技能習得資金	母・父・寡婦	1. 事業を始めたり、就職するための必要な知識技能を修得するために必要な資金 2. 知識技能を修得するための学校に入学する際、前納制などのために、月額限度額では賄えない場合に一括で貸付ける資金 3. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
医療介護資金	母・父・児童・寡婦	1. 医療費の自己負担分・通院するための交通費・医師が必要と認めたあんまマッサージ・指圧等の施術を受けるのに要する資金 2. 上記一般貸付と同様の内容で、所得が非課税又はそれと同様と認められるときに特に必要な場合の資金
母・父・寡婦	3. 介護保険法の介護サービスを受けるのに必要となる資金	
結婚資金	母・父・寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金
母・父・寡婦	1. 知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金 2. 医療又は介護を受けている間の生活を安定させるための資金	
生活資金	母・父	3. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満の自立意欲の促進と生活を安定させるための資金 4. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満で、養育費取得のため、弁護士への法律相談に要する費用等を一括で貸付ける資金
母・父・寡婦	5. 1~3に該当せず、かつ失業中(離職等の日の翌日から1年を超えない期間)の生活を安定させるための資金	
転宅資金	母・父・寡婦	引越しに際し必要となる敷金・礼金・前家賃などの諸経費にあてるための資金
住宅資金	母・父・寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住宅の補修・保全・改築・増築又は自己所有の住宅の建築・購入のための資金
事業開始資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	事業を新たに開始するための設備費・材料購入費などのための資金
事業継続資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運転資金、店の改造費、又は事業を拡張するための資金

**【申請方法】** 相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。  
**申請** 相談窓口に必要書類を添えて申請してください。

**【問合せ】** 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## (2) 国民年金保険料免除制度

所得が少ないと、保険料を納めることができない場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。免除期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少くなります。なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます(追納)。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

### 利用できる方

- ①国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

**【申請・問合せ】** 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

## (3) 国民年金保険料納付猶予制度

所得が少ないと、保険料を納めることができない場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が「猶予」される制度です。猶予期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、将来受け取る年金額が少くなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます(追納)。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

### 利用できる方

- ①50歳未満の国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

**【申請・問合せ】** 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

## (4) 国民健康保険料の軽減・減免

**ア: 非自発的失業者** 倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

### 対する軽減措置

**要件** 令和6年度の保険料については、令和5年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度において特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。

**イ: 出産被保険者** 出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

**要件** 出産する予定又は令和5年11月1日以降に出産した国保加入者が対象です。  
※妊娠85日(4ヶ月)以降の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。)

### ウ: 減免制度

次の理由で保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額又は免除する制度があります。

- ①居住する家屋又は事業所などが、災害により著しく損害を受けた場合
- ②長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合
- ③退職、事業の休廃止等により収入(事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入)が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合
- ④刑事施設、少年院などに拘禁又は収容された場合

※減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。

なお、納付済の保険料については、減免が適用されません(①、④を除く。)。

**【申請】** 各区保険年金課国民健康保険担当、支所区民センター保険年金担当

**【問合せ】** 川崎市保険コールセンター 044-200-0783

## (5) 生活保護

生活に困っている世帯の生活を、法に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

生活保護を受給する際には、その前提として、自分の持っている能力（働く能力など）、資産（貯金・土地など）、その他あらゆるものを自分の生活のために利用し、さらに扶養義務者からの援助や他の法律などによる給付を優先して受けることが必要です。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課、地区健康福祉ステーション保護課

## (6) 生活資金貸付事業

市内の低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったとき、これを援助するための資金を無利子で貸し付けます。

### 対象者

低所得者であり、次の要件を備えているもの

①本市に居住しているもの

③貸付金の償還が確実と認められるもの

②世帯の生計を維持する中心となるもの

④他から融資を受けることができないもの

### 貸付限度額

貸付金額は、1世帯 30,000 円以内です。

ただし、特に必要があると認めるときは、50,000 円まで増額することができます。

### 償還方法

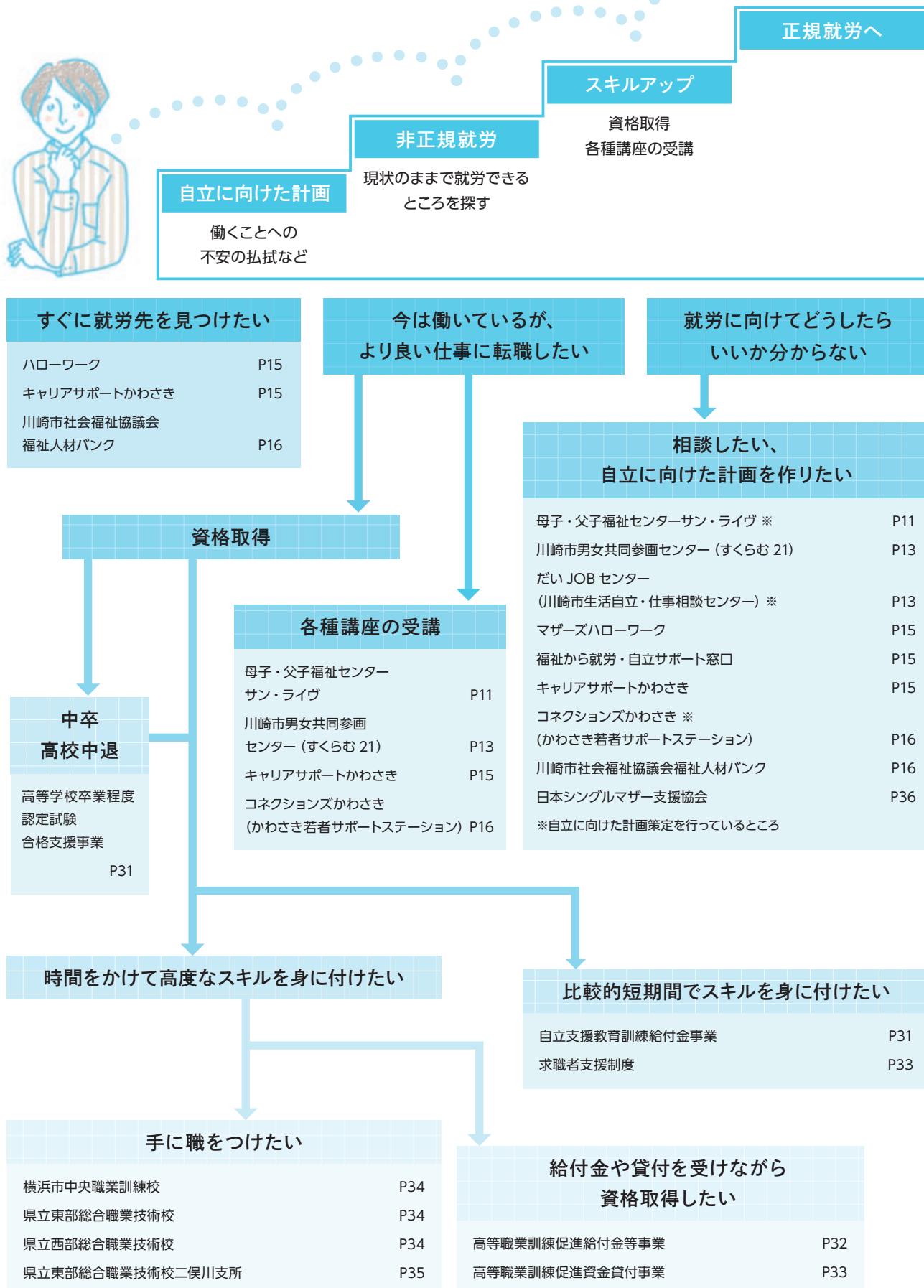
貸付日の翌月から2か月ずえ置き、貸付金額が30,000円以内の場合は15か月、30,000円を超える場合は25か月の均等償還となります（繰り上げ償還も可能です。）。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課、地区健康福祉ステーション保護課



# 仕事に関するこ

## 正規就労に向けたステップアップのイメージ



## 1 就労にかかる機関

(1) ハローワーク

(再掲) P15 参照

(2) キャリアサポートかわさき

(再掲) P15 参照

(3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)

(再掲) P16 参照

(4) 川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク

(再掲) P16 参照

(5) だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)

(再掲) P13 参照

(6) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)

(再掲) P13 参照

(7) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業

### ア：自立支援プログラムの策定

面談を通して個々の希望を伺い、再就職・転職のプランづくりのお手伝いをします。どのように就職活動を始めてよいかわからない方、どんな技能を修得したらよいか迷っている方等、電話でご予約ください。

#### 利用できる方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方  
(生活保護を受けている方はケースワーカーに相談してください。)
- ②高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする方
- ③自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を受けようとする方
- ④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けようとする方

### イ：就業相談・就業情報提供

ひとり親家庭又は寡婦の方に安定した仕事に就いていただけるよう、相談をお受けし、資格取得のための情報提供を行っています。

### ウ：就業支援講習会

パソコン講座など、就業に役立つ講座を開講しています。受講に当たっては無料の保育も実施しています。

#### 利用できる方

ひとり親又は寡婦の方

【費用】 無料(教材費自己負担)

【保育の対象】 1歳～小学校2年生(無料・要予約)

【実施場所】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

### エ：無料職業紹介

就職・転職を希望の方は、求職登録をしてください。

※求職登録は電話予約の上、面談をさせていただきます。

【問合せ】 044-733-1166

【HP】

https://kawasaki-boshicenter.com/



## 2 資格取得支援

(1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等のひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

#### 利用できる方

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| ①所得が児童扶養手当支給水準の方 | ③適職に就くために必要と認められる方         |
| ②大学入学資格を取得していない方 | ④原則として、過去に同内容の給付金を受給していない方 |

	支給額	支給額の上限・下限
受講開始時給付金	支払った受講料等の4割相当額を、対策講座受講開始時に支給。	上限(通信制) 100,000円 (通学等) 200,000円、下限 4,000円
受講修了時給付金	支払った受講料等の5割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額を、対策講座の受講修了時に支給。	受講開始時給付金と合わせて 上限(通信制) 125,000円 (通学等) 250,000円、下限 4,000円
合格時給付金	受講修了時給付金を受けた方が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に、支払った受講料等の1割相当額を支給。	受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限(通信制) 150,000円 (通学等) 300,000円

#### 申請方法

- ①講座指定申請  
講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。
- ②支給申請(受講開始時給付金)  
講座開始後30日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ③支給申請(受講修了時給付金)  
講座修了後30日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ④支給申請(合格時給付金)  
合格証書に記載されている日付から40日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が厚生労働省が指定した一般教育訓練、特定一般教育訓練又は、専門実践教育訓練の指定講座を受講し、仕事に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料等の一部を支給します。

#### 利用できる方

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方 | ③適職に就くために、必要と認められる方      |
| ①所得が児童扶養手当支給水準の方                       | ②過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 |

**支給額**

雇用保険制度の一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がない方

**受講料等費用の6割相当額**

上限 20万円、  
ただし専門実践教育訓練受講の場合は上限 160万円

※ 1万2千円未満の場合は支給されません。

※雇用保険制度による一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。

**申請方法**

①講座指定申請講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。

**②支給申請**

講座修了後30日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

**【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166**

**(3) 高等職業訓練促進給付金等事業**

ひとり親家庭の親が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。

**対象資格**

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他川崎市が認める資格

**利用できる方**

川崎市内の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は1回のみ）※
- ③資格取得のために6か月以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
- ④就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

※この給付金を利用して准看護師の資格取得を目指す方が引き続き看護師の資格を目指して養成機関で修業する場合は、支給期間の上限を超えない範囲で給付金の支給が可能です。

給付金の種類	支給 時期	支給額	
		市民税非課税世帯 月額 100,000円 ※支給期間の上限は4年間まで	市民税課税世帯 月額 70,500円 ※最終学年は月額 140,000円 ※最終学年は月額 110,500円
訓練促進給付金	養成訓練の受講期間中に支給	50,000円	25,000円
修了支援給付金	入学時における負担を考慮し、修了後に支給		

※訓練促進給付金について、看護師、介護福祉士、保育士の資格の方は、扶養する子が2人以下で30,000円、3人以上で50,000円の上乗せがあります。

**申請方法** 申請前に、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて自立支援プログラムの策定を受けて、修業を開始した日以降に申請してください。

**【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166**

**(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業**

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金等を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、資金を貸し付けます。本事業は、市の補助事業として、福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）が実施するものです。

**ア：訓練促進資金****利用できる方**

高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の修了後、取得した資格が必要な業務に5年以上従事しようとする方。養成機関を修了した日から1年内に資格を取得し、かつ就職し、取得した資格が必要な業務に5年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

資金の種類	貸付金額	申請時期	申込期限	返済が必要な場合
入学準備金	500,000円以内	養成機関への入学後から可能	養成機関に入学後3か月以内	5年以内に返済。 連帯保証人あり…無利子
就職準備金	200,000円以内	資格を取得し、就職が内定した時点から可能	養成機関を修了して、資格取得し、1年以内に当該資格が必要な業務に就職した日から3か月以内	連帯保証人なし…年1%の利子

**イ：住宅支援資金****利用できる方**

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けている方、またはその他必要であると認める方が、取得した資格が必要な業務に1年以上従事しようとする場合。

養成機関を修了した日から1年内に資格を取得し、かつ就職し、取得した資格が必要な業務に1年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

貸付額等	返済が必要な場合
入居している住宅の家賃（上限4万円）を、修学している間（最長12か月間）毎月貸し付けます。	5年以内に返済。無利子

**申請方法**

事前に母子・父子福祉センターサン・ライヴにご相談ください。母子・父子福祉センターサン・ライヴを通じて福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）に申し込みとなります。

**【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166**

**(5) 求職者支援制度**

雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む。）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度です。

**利用できる方**

- ①ハローワークに求職の申込みをしている方
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない方
- ③労働の意思と能力がある方
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた方

### その他支給要件

- ①本人収入が月8万円以下
- ②世帯全体の収入が月30万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う方や求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については証明できない場合も含める）であっても8割以上出席する。）
- ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（通所手当）を受給することができます。

手当の種類	職業訓練受講手当	通所手当	寄宿手当
支給額	月額100,000円	職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額 ※上限額あり	月額10,700円 ※支給要件あり

【問合せ】 お住まいの地域を所管するハローワーク（P15 参照）

### (6) 職業能力開発施設

#### ア：横浜市中央職業訓練校

技能・知識を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。受講料は無料です（別途教材費あり。）。

訓練科目及び訓練期間							
パソコン実務科	OA 経理科（初級）	医療・介護事務 OA 科	OA 経理科（中級）	IT・Web プログラミング科	医療・調剤事務 OA 科	介護総合科	機械 CAD 科
2か月	3か月	3か月	3か月	3か月	3か月	3か月	6か月

【開所時間】8:45～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【所在地】 横浜市中区万代町2-4-7

横浜市技能文化会館3階

【アクセス】JR根岸線 関内駅南口 徒歩5分

横浜市営地下鉄ブルーライン

伊勢佐木長者町出口2 徒歩3分

【問合せ】 横浜市中央職業訓練校 045-664-6825

#### イ：県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校

新たに仕事に就きたい方や再就職を目指す方が、職業に必要な知識・技術・技能を習得する施設です。

工業技術・建築技術・社会サービスの3分野31コースで、6か月～2年間の職業訓練を行っています。授業料無料のコースがあるほか、一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠も設けています（テキスト代等は自己負担）。入校を希望する方は、各技術校又は住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

【開所時間】8:30～17:15

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

#### 【所在地・アクセス・問合せ】

東部校…横浜市鶴見区寛政町28-2（JR鶴見線 安善駅 徒歩1分） 045-504-2810

西部校…秦野市桜町2-1-3（小田急線 秦野駅 徒歩15分） 0463-80-3002

#### ウ：県立東部総合職業技術校二俣川支所

県が民間教育訓練機関等に委託して、求職中の方が再就職に必要な知識・技術・技能を習得できるよう、公共職業訓練を実施しています。

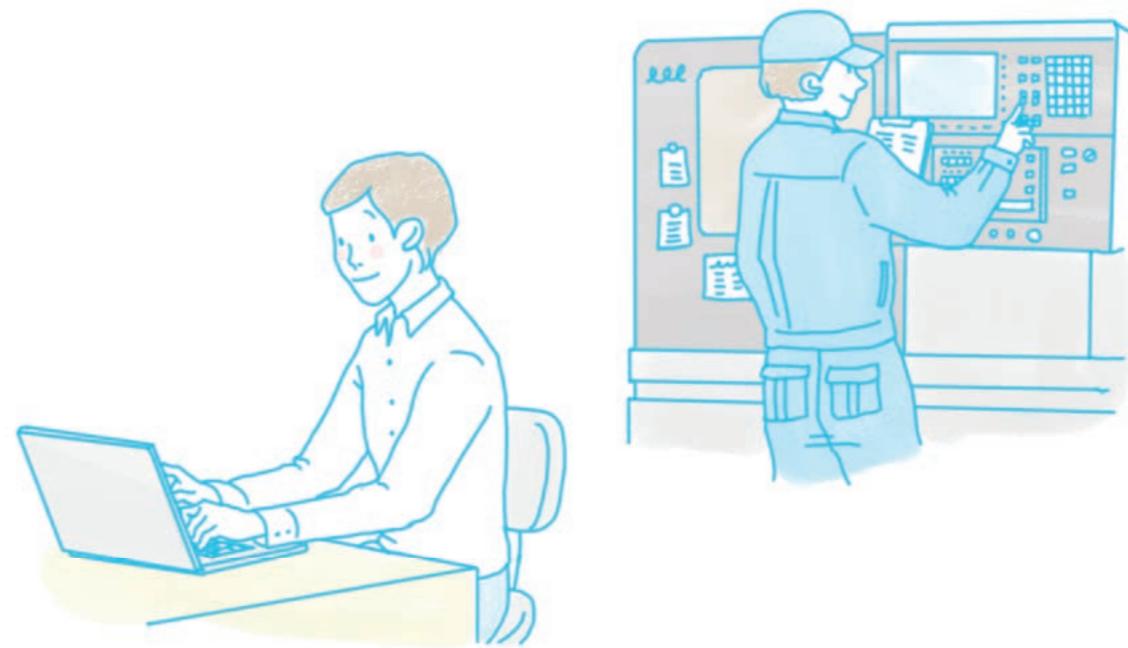
一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠があるほか、託児サービス付きのコースも設置しています。

**受講料** 原則無料（テキスト代等は自己負担）

【問合せ】 県立東部総合職業技術校二俣川支所 045-363-1992

お住まいの地域を管轄するハローワーク（P15 参照）

※県立東部総合職業技術校二俣川支所は訓練の委託元であり、実際の訓練は行っていません（県内各地の専門学校等で実施しています。）。

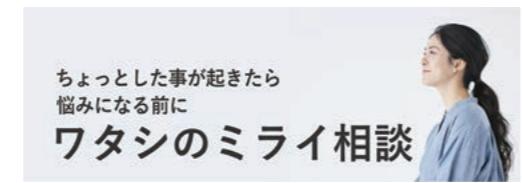


# (一社) 日本シングルマザー支援協会の取組

## 相談業務

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。  
「こどもに我慢ばかりの生活をさせたくない」「笑顔でこどもと暮らしたい」  
ひとり親は、子どもたちともっと楽しい生活を送りたいと考えているはずです。しかし、離婚という大きな問題を乗り越えても、次の問題が待ち受けていることもあります。  
そんなときは、ぜひ「日本シングルマザー支援協会」に相談してください。未来と一緒に考えて、あなたと子どもたちをサポートしていきます。

### ワタシのミライ相談とは



### ワタシのミライ相談

日本シングルマザー支援協会の相談業務の名称です。お一人お一人のお悩みに合わせた解決方法をご提案する相談業務を行っております。あなたとこども達のより良い未来を一緒に作りましょう。

### ひとり親コンシェルジュ®が担当

日本シングルマザー支援協会のひとり親コンシェルジュ®は、全員がひとり親当事者です。  
支援者としての教育プログラムを受け、しっかりと訓練したメンバーです。

#### ひとり親と子どもの未来を創る ワタシのミライ相談

- 離婚前相談** 「離婚したい」「離婚したくない」どちらを選択しても、今後の生活と子どもの未来を考えるための相談をしましょう。
- 養育費保証** 離婚という選択をしたら、子どもの権利として養育費の確保ができるように手続きをしましょう。
- メンタルヘルス** 不安や焦り、恐怖心や孤独を感じることも多いでしょう。ぜひ、お話ししながら一緒に乗り越えましょう。
- 家計管理** お金の計画は、未来を考えるために大切です。誰に相談すればよいかわからないことは、プロに任せましょう。
- こどもとの関係構築** ひとり親にとって、子どもの成長は楽しみと同時に心配ごと。良い関係を作ることで、親子ともに笑顔で暮らせます。

## 就職支援

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。

ひとり親の悩みで多いものに「お金がないこと」があります。その悩みを解決し、安定した生活を手に入れるには、何よりも仕事の安定が必要です。就職することに不安を感じる人も多いでしょう。でも、日本シングルマザー支援協会は、選択肢を広げ、就職から定着までを全面的にサポートしています。稼ぐ力を身につけ、生活を安定させている人も多くいます。あなたも大丈夫、今こそ一步踏み出してみましょう!

### 協会の就職支援 (MES) とは



### MES (ミーズ) とは

日本シングルマザー支援協会の就職支援プログラムの名称です。ひとり親にとって、就職・転職活動を1人だけでがんばるのは大変です。適職を見つかり、書類作成をお手伝いしたりをプロの就職支援に任せてみましょう。

### ママベストパートナー企業制度

日本シングルマザー支援協会と認定企業との取組みを実施しています。ひとり親にとって、働きやすい環境整備や相互理解を深める活動を共に推進しています。

### 不安を払拭し一步踏み出す 自立支援

**就職・転職支援** ひとり親として経済的な自立に向けた就職・転職をお手伝いします。キャリアプランを作り、子育てとの両立しながら経済的自立を目指します。お仕事選びから書類作成も面接対策も、全てひとり親専門の支援員がお手伝いします。

**定着支援** ひとり親にとって、長く楽しく働くことが生活の安定には必須です。就職後の困りごとや環境変化で起こる悩みのご相談やフォローアップに力を入れています。

**セミナー・講座** 働くために必要なスキルや、子育てコミュニケーションなど、多くの講座やセミナーを開催しています(一部有料)。

**将来のシミュレーション** 働いて得たお金を大切に、教育費・自分の老後など将来の不安をなくすために家計管理のお手伝いをします。

**【問合せ】 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会**

〒 221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-12-10 千菊ビル 301

電話 : 045-534-8849 E-mail : info@mother-support.org

**【HP】** <https://singloma.com>



## 子ども・子育てに関すること

## 1 子育て・保育・居場所

日常的	
就学前	
幼児教育・保育の無償化	P40
認可保育所等	P40
川崎認定保育園等保育料補助	P41
幼稚園	P42
幼稚園類似施設利用料等補助金	P42
小学生	
わくわくプラザ	P42
子育て支援・わくわくプラザ事業	P42
こども文化センター	P43

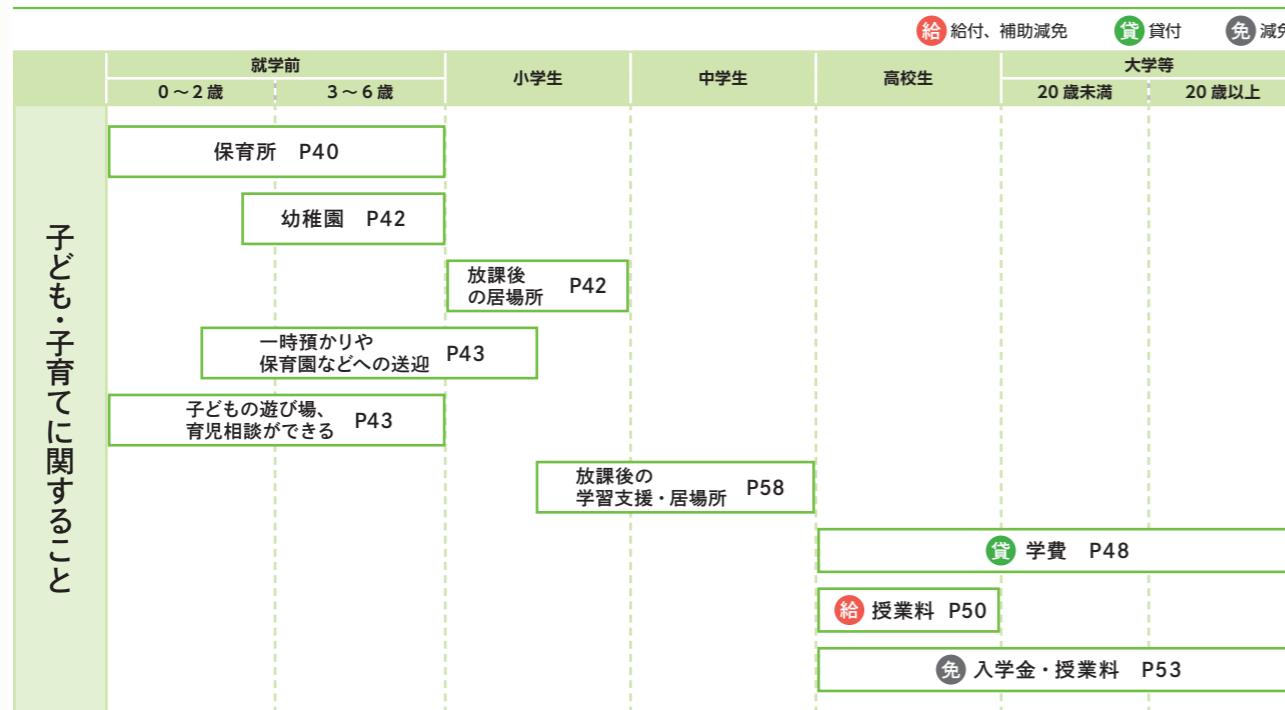
一時の	
就学前	
病児・病後児保育施設	P43
一時保育	P43
地域子育て支援センター事業	P43
子育て悠遊ひろば（母子・父子福祉センター・サン・ライヴ事業）	P44
就学前～小学生	
ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44
ふれあい子育てサポート事業	P44
日曜日保育	P45
子育て支援サービス（シルバー人材センター）	P45

## 2 育児の悩み相談やサポート

相談	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	P11
地域子育て支援センター事業	P43
子育て悠遊びろば（母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業）	P44
児童相談所	P14
児童家庭支援センター	P14
各種相談窓口	P64

サポート	
ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44
ふれあい子育てサポート事業	P44
日曜日保育	P45
子育て支援サービス（シルバー人材センター）	P45
子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）	P45
産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P46
産後ケア事業	P47
栄養食品支給	P47

#### ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度



### 3 子どもの就学等に関するこ

小学校・中学校			
給付			
就学援助	P48	神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	P52
免除・給付		高校	奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除	P49	貸付	
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度	P49	<u>有利子</u>	
川崎市高等学校奨学金	P49	国の教育ローン	P54
高等学校等就学支援金	P50	<u>無利子</u>	
私立高等学校等生徒学費補助金	P51	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金)	P48
神奈川県高校生等奨学給付金	P51	神奈川県高等学校奨学金	P50
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24	あしなが奨学金	P54
		交通遺児育英会奨学金	P55
		生活福祉資金(教育支援資金)	P55

大学	奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。
<u>減免・給付</u>	
高等教育の修学支援新制度	P53
<u>貸付</u>	
<u>有利子</u>	
日本学生支援機構奨学金 (第二種)	P54
国の教育ローン	P54
<u>無利子</u>	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (就学支度資金・修学資金)	P48
川崎市大学奨学金	P53
日本学生支援機構奨学金 (第一種)	P54
あしなが奨学金	P54
交通遺児育英会奨学金 (一部給付あり)	P55
生活福祉資金 (教育支援資金)	P55

その他	
給付	貸付
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P31 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)
援学金一覧	P56

#### 4 学習サポート・生活習慣習得支援

小学校・中学校



## 1 子育て・保育・居場所

### (1) 幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問い合わせください。

施設種別	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象(上限)額
認可保育所	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	あり	全額
認定こども園(保育所部分)	3～5歳児		
地域型保育事業			
認可外保育施設等	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	あり	月額42,000円まで
●川崎認定保育園 ●地域保育園 ●病児・病後児保育	●年度限定型保育 ●一時保育 ●子育てサポート事業		
施設型給付幼稚園	3～5歳児		月額37,000円まで
認定こども園(幼稚園部分)			
幼稚園・認定こども園の預かり保育	満3歳(※1)～5歳児	なし	全額
従来制度(私学助成)の私立幼稚園			
幼稚園の預かり保育		あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで
		なし	月額25,700円まで
		あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで

※1 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3歳に到達した日から直後の3月31日までの期間」の児童をいいます。

※2 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※1の期間のみ月額16,300円が給付の上限となります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025(平日10:00～19:00)

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索

### (2) 認可保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所の開所日・開所時間は通常、月～土の延長保育時間を含め7:00～19:00又は20:00までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育もあります。

入所にあたっては、各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションにて事前相談・申請を受付けています。

また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションで配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご確認ください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、  
地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

川崎市 保育所等の申込み手続き

検索

### 認可保育所等の保育料における経済的負担の軽減について

川崎市では、認可保育所等の保育料について経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

#### ①ひとり親世帯等(※)への対応

市民税所得割相当額が77,100円以下の場合は、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)

#### ②多子世帯への対応

保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、令和6年4月から、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料としました。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

### 保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請が受け可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指標等を設定し、ランク・指標等が高いお子さんから内定とするものですが、自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等の保護者が就労内定の場合、通常申請時点での就労実績によりランク付けを行うところ、就労内定している条件でランク付けを行う等、加点項目を設けて入所しやすい環境整備を行っています。

また、認可保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

### (3) 川崎認定保育園等保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

#### 利用できる方

川崎市内在住で、児童が週4日以上通園しており、保護者が月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

#### 申請方法

通園している施設を通じて、年1回申請してください。

補助月額上限		
市民税所得割相当額	0～2歳児補助額	3歳以上児補助額
321,700円未満の世帯	20,000円	5,000円
321,700円以上の世帯	10,000円	5,000円

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025(平日10:00～19:00)

## (4) 幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

**【問合せ】** (公社)川崎市幼稚園協会 044-711-8383 又は各幼稚園

## (5) 幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

### 利用できる方

市内在住で幼児教育・保育の無償化の給付を受けている、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している3歳、4歳、5歳児の保護者の方

### 補助額

※所得制限はありません

幼児1人につき月額上限20,000円

(利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額利用料)

**【申請方法】** 原則、通園している施設を通して申請してください。

必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

**【問合せ】** こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

## (6) わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

### 利用料

無料(万が一に備えての保険への加入、行事への参加費、おやつ代は実費)

**【開設時間】** 月～金…放課後～18:00

学校が休みの日:

土曜日…8:30～18:00

月～金…8:00～18:00

**【休室日】** 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

**【申込方法】** 各小学校のわくわくプラザ室にて受付

## (7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって18:00までのお迎えが難しい場合、19:00までの児童の居場所と安全を確保する事業です。※保護者のお迎えを原則とします。

**利用料** 月額2,500円

**申込方法** 事前の申込みが必要となります。

**【場所】** 各わくわくプラザ

**【開設時間】** 月～金 18:00～19:00

## (8) こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通じ、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

### 利用できる方

0歳～18歳までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

**【開館時間】** 9:30～21:00(日・祝日 9:30～18:00)

※小学生以下の利用は18:00までです。

**【休館日】** 年末年始(12/29～1/3)

**【場所】** 市ホームページをご覧ください。

川崎市 こども文化センター

検索

## (9) 病児・病後児保育施設

子どもを保育所などに入所させているものの、子どもが病気や病気の治りかけで、通常の保育所では預かってもらえない時に保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です。

### 病児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル 川崎	川崎区藤崎1-1-3 富有レジデンス1	京急大師線 鈴木町駅 徒歩12分	044-201-6937
エンゼル 中原	中原区新城3-5-1 新城中島ビル3階	JR南武線 武藏新城駅 徒歩2分	044-872-9137
エンゼル 宮前	宮前区土橋 7-25-15	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩13分	044-789-9117
エンゼル 麻生	麻生区栗木台 1-2-5	小田急線 栗平駅 徒歩10分	044-455-5473

### 利用料の減免制度

利用料	利用料の減免制度		
	児童扶養手当受給世帯	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯
2,900円	1,000円	400円	1,000円

### 病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル 幸	幸区柳町55-3	JR南武線 尻手駅 徒歩4分	044-555-6741
エンゼル 高津	高津区二子5-1-5	東急田園都市線 高津駅 徒歩2分	044-833-8872
エンゼル 多摩	多摩区中野島3-15-10	JR南武線 中野島駅 徒歩3分	044-922-8724

## (10) 一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物、映画等)などのため、週3日以内または月64時間に満たない範囲で、一時的に保育する事業です(市内在住の児童扶養手当受給世帯、被保護世帯、年収360万円未満世帯、市民税非課税世帯、里親に委託されている児童は無料です。また、多胎児やきょうだいの利用料が減免になる場合があります。)。なお、昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問い合わせください。被保護世帯の児童は、昼食代・おやつ代が日額500円を上限に無料となります。

**【問合せ】**

各実施施設

川崎市 一時保育

検索

## (11) 地域子育て支援センター事業

妊娠の方や、0歳から就学前のお子さんと保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる場所です。専任のスタッフがおり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄れます。子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

### 利用料

無料

※一部の講座については実費負担があります。

**【実施場所】** 市内に53か所あり、

開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

**【問合せ】** 各施設又はこども未来局保育・子育て推進部子育て支援担当

044-200-3414

川崎市 地域子育て支援センター

検索

## (12) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)

ひとり親家庭の親子に、サン・ライヴの保育室を開放します。必要に応じて子育ての情報提供や育児相談を行っています。

**【実施時間】** 火・水・木・金 10:00 ~ 16:00  
**(母子・父子福祉センターでの講習会等の開催時は、実施しません。)**  
**※事前予約制**

**【実施場所】** 母子・父子福祉センターサン・ライヴ保育室  
**【問合せ】** 母子・父子福祉センターサン・ライヴ  
**044-733-1166**

## (13) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます(ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。)。利用には、事前面談の上、登録が必要です。

**支援の内容** **生活援助** ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いを行います。  
**子育て支援** 家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライヴの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

**【派遣の日数】** 月 10 日(かつ一年度 240 時間)まで

**利用料** 無料

**【問合せ】** 母子・父子福祉センターサン・ライヴ  
**044-733-1166**

## (14) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

### 利用できる方

市内在住で、生後 4 か月から小学校 6 年生までの子どもと同居している方

### 援助活動の内容

ヘルパー会員宅、地域子育て支援センター等でのお子さんの一時預かり、保育所・幼稚園や習い事への送迎など

利用料	
月～金の午前 8 時～午後 6 時	1 時間 800 円
土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯	1 時間 900 円

**【減免制度】** 児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方が事業を利用した際に支払った利用料の半額を助成します。(お子さん 1 人あたり 1 か月の上限 24,000 円)

サポートセンター名	所在地	アクセス	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町 1-1-1 川崎あいいく保育園内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内 2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所 TACK 内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口 4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
SORA (そら)	多摩・麻生区	多摩区菅稻田堤 1-11-8 厚生館愛児園内	044-455-6600

## (15) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライヴで子どもを預かります。

**保育対象** つくし会員である家庭の子ども(2歳～小学校 2 年生)  
**利用料** 無料

**【保育実施日】** 毎月 1・3・5 日曜  
**(母子・父子福祉センター開所日)**  
**【預り時間】** 9:30 ~ 15:30 (6 時間以内)  
**【利用可能回数】** 1 家庭につき 1 か月 1 回

つくしの会の詳細は P63 をご覧ください。

**【申込方法】** 事前予約制(1か月前から実施日の 8 日前土曜日まで)先着順

\*ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)等の登録が必要です。(P44 参照)

**【問合せ】** (一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

## (16) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

シルバー人材センターの登録会員(60 歳以上)が、保育所等への徒歩での送迎や保護者が帰宅するまでご自宅での見守りなど育児支援サービスを有料で行っております。詳細は各担当事務所までお問い合わせください。

**【問合せ】** 川崎・幸・中原区: 南部事務所 044-222-1550  
 高津・宮前区: 中部事務所 044-822-5031  
 多摩・麻生区: 北部事務所 044-980-0131

## (17) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内で子どもをお預かりします。

### 利用できる方

市内在住の 0 歳～満 12 歳の子ども

### 利用料

\*ひとり親家庭の場合(日額)  
 住民税非課税世帯の方…0 円、  
 住民税課税世帯の方…0 円～900 円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申し込み・問合せ
ショートステイ(宿泊)	しゃんぐりらこども家庭支援センター(しゃんぐりらベビーホーム)	幸区東小倉 6-1	市内在住の 0 ～ 1 歳児	044-520-3608
ショートステイ・デイスティ(宿泊・日中利用)	かわさきさくら児童家庭支援センター(至誠館さくら乳児院)	多摩区菅稻田堤 1-10-5	市内在住の 0 ～ 1 歳児	044-944-3981
	あいせん児童家庭支援センター(すまいる)	川崎区浜町 2-22-16	市内在住の 2 歳～満 12 歳	044-201-4772
	SNG 児童家庭支援センター(新日本学園)	中原区木月伊勢町 3-3	市内在住の 2 歳～満 12 歳	044-711-8484
	まぎぬ児童家庭支援センター(川崎愛児園)	宮前区馬絹 1-24-5	市内在住の 2 歳～満 12 歳	044-863-7855
	はくさん児童家庭支援センター(白山愛児園)	麻生区白山 1-1-5	市内在住の 2 歳～満 12 歳	044-712-4073

\*利用料等の利用条件は世帯状況等により異なります。詳細は施設にお問い合わせください。

\*入退所は、原則保護者の送迎となります。状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問い合わせください。

## 2 育児の悩みの相談やサポート

### (1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

(再掲) P11 参照

### (2) 地域子育て支援センター事業

(再掲) P43 参照

### (3) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)

(再掲) P44 参照

### (4) 児童相談所

(再掲) P14 参照

### (5) 児童家庭支援センター

(再掲) P14 参照

### (6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

#### 利用できる方

市内に居住する産前から産後6か月(例:1月1日がご出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊娠婦については産後1年を迎える日まで)の妊娠婦で、体を休めたい時や体調不良等により、昼間他に育児や家事を行う人がいない方

#### 利用料

認定事業者によって異なります。  
1回 1,450円~2,050円  
※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。  
申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。

【派遣可能時間】 8:00~19:00

【派遣回数】 1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで(多胎児の場合は延べ60回まで)

【申込方法】 利用したい日の7日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 044-200-2450

川崎市 産前産後

検索

## (7) 産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、産後ケア事業をご利用ください。医療機関や助産所に宿泊してケアを受ける「宿泊型」と、助産所等に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

#### 利用できる方

市内に居住する生後4か月末満の乳児とその母親  
※医療行為の必要がある方(処方薬の服薬や医療機関受診中など)は御相談ください。

#### 内容

授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見かたの相談・支援、母親の体調管理など

	宿泊型	訪問型	日帰り型	備考
利用日数	1泊2日~ 6泊7日	1回90分程度		お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。 (例:双胎の場合14日以内の利用)
利用料金	1日7,500円	1回5,000円	1回4,000円	生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は利用料金が半額になります。

※母一人につき、1日(回)2,500円、最大5回まで利用料金から減免されます(生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く)。

【利用申請】 川崎市ホームページからオンラインで妊娠32週から申請可能

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 044-200-2450

## (8) 栄養食品支給

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満1歳に達するまで粉ミルクを支給します。

#### 利用できる方

市民税非課税世帯の方等

#### 【問合せ】

各区地域みまもり支援センター地域支援課

## (9) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

(再掲) P44 参照

## (10) ふれあい子育てサポート事業

(再掲) P44 参照

## (11) 日曜日保育

(再掲) P45 参照

## (12) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

(再掲) P45 参照

## (13) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイステイ)

(再掲) P45 参照

### 3 子どもの就学等に関すること

#### (1) 就学援助 【小中学校 / 給付】

市立小・中学校等へ通学する児童生徒の保護者に、学用品費・給食費・修学旅行費等を年3~4回、市立小学校へ入学する場合には、「新入学準備金」を3月に支給しています。申請方法・認定基準など、詳細はお問い合わせください。

##### 利用できる方

- ①生活保護の受給
- ②今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止
- ③児童扶養手当を受給
- ④前年の所得が基準額以下
- ⑤その他経済的に困っている
- ⑥家計が急変した

【申請方法】 教育委員会から郵送される申請書に必要な書類を添付し、  
子どもの通っている小・中学校へ提出してください。

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3736

#### (2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金) 【高校・大学 / 貸付】

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要となる修学資金を貸し付けます。

##### 利用できる方

- 「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者
  - ①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども
    - ※20歳未満の子どもと20歳以上ある子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上ある子どもも対象になります。
  - ②父母のいない20歳未満の子ども
- 「寡婦福祉資金」の貸付対象者
  - 寡婦が扶養している20歳以上の子ども

【申請方法】 ①相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、  
必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。  
②申請 相談窓口に必要書類を添えて申請してください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

#### (3) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除 【中学校・高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料(高等学校等就学支援金受給対象者を除く)、及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

##### 利用できる方

- ①生活保護を受給されている方(保護者(親権者)等含む)
- ②保護者等が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方  
(児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付)
- ③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

【申請方法】 提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問合せ】 在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

#### (4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 【高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に入学検定料、入学料等の減免制度があります。

##### 利用できる方

- ①生活保護を受給されている方(保護者(親権者)等含む)
- ②児童福祉施設等に入所されている方
- ③経済的な理由により負担が困難な方

→ 全額免除

→ 経済的な理由により負担が困難な方は審査の上、免除額を決定します。

【申請方法】 ①入学検定料及び入学料の場合

入学検定料及び入学料の両方と一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校(志望先以外も可)へ、入学料のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。また、オンラインでの申請も可能です。

※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

②授業料及び受講料の場合

在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

#### (5) 川崎市高等学校奨学金(入学支度金) 【高校 / 給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)及び専修学校の高等課程を含む。)に進学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①申請時点から翌年1月1日までの間において、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。
- ②学業成績について、第3学年前期の全履修科目的評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
- ③前年1年間ににおける世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

【募集時期】 毎年11月頃

【支給時期】 翌年3月

【問合せ】 教育委員会事務局学事課  
044-200-3267

支給額
国公立の高等学校へ進学する場合
45,000円
私立の高等学校へ進学する場合
70,000円

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります（現金支給はありません。）。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。（授業料補助額：118,800～396,000円）

【申請方法】申請期間内に在学している高等学校等へ申請してください。

申請方法の詳細については、在学している高等学校等に確認してください。

【問合せ】在学している高等学校等、又は

市立：教育委員会学事課 044-200-3269

県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

### (6) 川崎市高等学校奨学金（学年資金）【高校／給付】

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

### 利用できる方

次の基準を全て満たす方が対象です。

- ①6月1日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- ②学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
- ③前年1年間ににおける世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

【募集時期】 每年6月頃

【支給時期】 8月及び2月に分けて支給

【問合せ】 教育委員会事務局学事課  
044-200-3267

支給年額
国公立
第1学年 36,000円
第2学年 61,000円
第3学年 46,000円
私立
第1学年 60,000円
第2学年 85,000円
第3学年 70,000円

### (7) 神奈川県高等学校奨学金【高校／貸付】

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。定期採用（通年での貸付）は、4月中に学校へ願書等を提出する必要があります。締切は学校ごとに異なりますので、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問い合わせください。また、中学校3年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【申請方法】在学している高等学校等

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

### (8) 高等学校等就学支援金【高校／給付】

高等学校等に在学し、所得額が一定の基準未満の世帯を対象に、授業料の補助が受けられる国の制度です（やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります）。返還の必要はありません。

### 利用できる方

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 が、304,200円未満（保護者の合算）の世帯

※年収は約910万円未満が目安になります。

※ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の学校に在学していること

- ②保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が

227,100円未満 ※の世帯

※年収は約750万円未満が目安となります。ただし多子世帯（23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯）については、304,200円未満（年収は約910万円未満が目安）となります。

【算定式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

補助金（年額）
授業料補助 72,000円～349,200円
入学会補助 100,000円～211,000円

【対象校】  
私立の高等学校、  
中等教育学校（後期課程）、  
専修学校（高等課程）

【申請方法】申し込みに関する書類は学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。

【問合せ】 在学している高等学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

### (10) 神奈川県高校生等奨学給付金【高校／給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

### 利用できる方

生活保護（生業扶助）受給世帯又は都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額（保護者の合算額）が0円（非課税）の世帯

※家計急変により非課税相当となった世帯を含みます。

支給額
国公立 32,300円～143,700円
私立 52,100円～152,000円

【申請方法】在学している高等学校等

※保護者等が県内在住で、生徒が県外校に通っている方は神奈川県に申請

【問合せ】 国公立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

## (11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 【小中学校等 / 給付】

解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときの授業料補助制度です。返還の必要はありません。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の学校に在学していること
- ②主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- ③今年の年間所得が、前年の年間所得より減少していること
- ④今年の年間所得が基準額未満であること

### 補助金(年額)

授業料 補助	90,000 円～ 168,000 円
-----------	------------------------

### 【対象校】

私立の小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)

【申請方法】申し込みに関する書類は学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。

【問合せ】 在学している小中学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

## (12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

(再掲) P24 参照

## (13) 高等学校等学び直し支援金 【高校 / 給付】

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、所得額が一定の基準未満の世帯を対象に授業料を補助します(やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります)。返還の必要はありません。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①高等学校等を退学したことのある者
- ②高等学校等を卒業又は修了していない者
- ③高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制及び通信制は48月)を超える者  
又は通信制の場合は就学支援金の支給単位が上限74単位に達している者
- ④保護者等全員の所得について、以下の算定式により計算した額が304,200円未満の世帯

※年収は約910万円未満が目安になります。

**算定式** 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります(現金支給はありません)。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。(授業料補助額:118,800～297,000円)

【申請方法】申請期間内に在学している高等学校等へ申請書類と保護者等の課税額が確認できる書類等を提出してください。

【問合せ】在学している高等学校等、又は

市立:教育委員会学事課 044-200-3269

県立:神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

私立:神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

## (14) 川崎市大学奨学金 【大学 / 貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①父母等が川崎市に1年以上在住していること
- ②学校教育法第83条に規定する大学に在学していること
- ③学資の支弁が困難であること
- ④学業成績が優良で性行が善良であること

【申請方法】毎年6月中旬に大学1年生のみを対象としています。

在学している大学を経由して申請してください。

【問合せ】教育委員会総務部学事課 044-200-3267

### 奨学金の額

月額 38,000円を正規の 修業年限が終了するまで、 年2回に分けて交付
---

## (15) 高等教育の修学支援新制度 【大学等 / 減免・給付】

### 利用できる方

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

- 学ぶ意欲がある学生であること

※学力基準や家計基準があります。

### 支援内容

授業料等減免制度 各大学等が、区分に応じて授業料については166,800円～700,000円、入学金については70,000円～282,000円の範囲で減免を実施。

給付奨学金の支給 日本国学生支援機構が各学生に支給。学生が学業に専念するため、学生生活を送るために必要な学生生活費を賄えるように措置。月額29,200円～75,800円を給付。

※表の額は、対象が住民税非課税世帯、昼間部の大学生の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯は、3分の2または3分の1の額を給付。世帯年収600万円程度の世帯のうち、多子世帯扶養している子の数が3人以上の世帯の学生は4分の1の額が給付され、私立理工農系の学生は文系との授業料差額に着目した額が減免される。

### 【対象となる学校種】

国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専修学校(専門課程)

※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【問合せ】在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問い合わせください。

※令和6年4月より奨学金制度が拡充されました。最新の情報は文部科学省や日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

検索

## (16) 日本学生支援機構奨学金 【大学等 / 貸付】

### 利用できる方

経済的に修学が厳しいと認められた方  
※学力基準や家計基準があります。

### 【対象となる学校種】

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(有利子は4・5年生)、専修学校(専門課程)

### 【利子】

無利子・有利子(奨学金の種類によって異なります。)

### 【申請】 現在在籍している学校

【HP】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

【問合せ】 (独)日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301

平日 9:00 ~ 20:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※手続きスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。



貸与月額	第一種奨学金(無利子)(※)	20,000円~64,000円
	第二種奨学金(有利子)	20,000円~120,000円

※高等専門学校の1~3年生の貸与月額は上記と異なります。

## (17) 国の教育ローン 【高校・大学 / 貸付】

修業年限が原則3か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

### 【利子】 有利子年2.4%

母子家庭、父子家庭の方などは年2.0%(固定金利令和6年5月現在・保証料別)

※最近の金利はホームページでご確認ください。

限度額	子ども1人につき上限350万円以内 (自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、上限450万円)
-----	---

【HP】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

申請・返済のシミュレーションができます。

【問合せ】 (株)日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

0570-008656 又は 03-5321-8656



## (18) あしなが奨学金 【高校・大学 / 貸付・給付】

保護者(父又は母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く。)又は自死(自殺)などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

### 利用できる方

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

### 【利子】 無利子

給付額(月額)	
高校	30,000円
貸与額(月額)	
大学	40,000円 又は 50,000円
大学院	80,000円
専修・各種学校	40,000円

【申請・問合せ】 一般財団法人あしなが育英会  
0120-77-8565

## (19) 交通遺児育英会奨学金 【高校・大学 / 貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与(一部給付あり)します。

### 【利子】 無利子

【申請・問合せ】 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

## (20) 生活福祉資金(教育支援資金) 【高校・大学 / 貸付】

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

使用用途		貸与額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するために必要な経費として	月額35,000円~65,000円
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校等に入学する際に必要な経費として	500,000円以内

【問合せ】 神奈川県社会福祉協議会  
045-534-6082

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。

※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。

※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額の1.5倍まで貸付可能です。

※他制度による貸付が可能な場合には、他制度の活用が優先となります。

## (21) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(再掲) P31 参照

## (22) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課、地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

### 【利子】 無利子

【申請方法】 ①相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

②申請 相談窓口に必要書類を添えて申請してください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## 奨学金等一覧

制度名	高校		大学		用途	成績要件	所得要件	種類	貸与額・給付額
	国公立	私立	国公立	私立					
母子・父子・寡婦福祉資金(就学支度資金・修学資金) 記載 P48	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	なし	貸与型	入学金 月額 64,300 ~ 590,000 円 27,000 ~ 183,000 円
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除 記載 P49 (市立)					入学選考料、入学料、授業料	なし	あり		
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 記載 P49 (県立)					入学検定料及び入学料、授業料及び受講料	なし	あり		
川崎市高等学校奨学金(入学支度金) 記載 P49	●	●			入学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 私立 45,000 円 70,000 円
川崎市高等学校奨学金(学年資金) 記載 P50	●	●			修学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立(年額) 1年生 36,000 円 2年生 61,000 円 3年生 46,000 円 私立(年額) 1年生 60,000 円 2年生 85,000 円 3年生 70,000 円
神奈川県高等学校奨学金 記載 P50	●	●			教育資金	なし	あり	貸与型	<1 学年(新入生に限る)> 国公立(月額) 10,000 円~30,000 円 私立(月額) 10,000 円~50,000 円 <2 学年以上> 国公立(月額) 10,000 円~20,000 円 私立(月額) 10,000 円~40,000 円 ※2 学年以上で要件を満たし、希望する場合は、10,000 円の加算制度あり
高等学校等就学支援金 記載 P50	●	●			授業料	なし	あり	給付型 ※ただし、学校が受領し授業料に充当	<市立・県立> 授業料と同額 <私立> 年額 118,800 円~396,000 円
私立高等学校等生徒学費補助金 記載 P51 (県内)					入学金、授業料	なし	あり	給付型	入学金 100,000 円~211,000 円 授業料(年額) 72,000 円~349,200 円
神奈川県高校生等奨学給付金 記載 P51	●	●			授業料以外の教育に必要な経費	なし	あり	給付型	国公立 私立 32,300 円~143,700 円 52,100 円~152,000 円
高等学校等学び直し支援金 記載 P52	●	●			授業料	なし	あり	給付型 ※学校が受領し授業料に充当	<市立・県立> 授業料と同額 <私立> 年額 118,800 ~ 297,000 円
川崎市大学奨学金 記載 P53		●	●		修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額 38,000 円
高等教育の修学支援新制度 記載 P53		●	●		修学に関する資金	あり	あり	給付型	記載ページをご覗ください。
日本学生支援機構奨学金(第一種) 記載 P54		●	●		修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額 20,000 ~ 64,000 円
日本学生支援機構奨学金(第二種) 記載 P54		●	●		修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額 20,000 ~ 120,000 円
国の教育ローン 記載 P54	●	●	●	●	受験料、入学金、授業料、定期代等	なし	あり	貸与型	生徒1人につき上限 350 万円以内 (一定の要件に該当する場合のみ 上限 450 万円)
あしなが奨学金(保護者が亡くなっている又は障害をお持ちの家庭が対象) 記載 P54	●	●	●	●	修学に関する経費	なし	あり	貸与型・給付型	記載ページをご覗ください。
交通遺児育英会奨学金(保護者が交通事故により死亡又は重度後遺障害となった家庭の子どもが対象) 記載 P55	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	あり	貸与型・給付型	高校月額 20,000 円~40,000 円 (うち一律 10,000 円は給付) 大学月額 40,000 円~60,000 円 (うち一律 20,000 円は給付) 大学院 月額 50,000 円~100,000 円 (うち一律 20,000 円は給付) 専修・各種月額 40,000 円~60,000 円 (うち一律 20,000 円は給付)
生活福祉資金(教育支援資金) 記載 P55	●	●	●	●	<就学支度費> 新入学時にのみ必要な経費 (入学金、制服代など) <教育支援費> 就学するのに必要な経費 (授業料、施設設備費、教材費、通学交通費など)	なし	あり	貸与型	<就学支度費> 500,000 円以内 <教育支援費月額> 35,000 ~ 65,000 円 (校種により異なる) ※教育支援費は、特に必要と認める場合、上記貸付額(月額)の1.5倍まで貸付可能

返済期間	利子	備考	申請時期	申請窓口	制度問合せ先
10 年	無利子	高等教育の修学支援新制度と併給する場合の限度額あり	原則進学前	各区児童家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
		【入学選考料・入学料】受験前	受験又は進学する高等学校	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269	
		【入学検定料・入学料】受験前	受験又は進学する高等学校	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113	
		高校入学前に支給併給制限なし	進学前 ※中学3年生の11月頃に申込	川崎市教育委員会学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		併給制限なし	進学後 ※毎年6月頃に申込	川崎市教育委員会学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
貸付期間の4倍以内の期間	無利子	併給制限なし 連帯保証人が原則2人必要	進学後 ※中学3年次に申込む予約採用あり	在学している高校	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251
		併給制限なし	進学後	入学した高校等	在学している高校等又は (市立) 川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793 ※県外の私立高校等の場合は、学校か、所在地の都道府県庁に確認してください。
		高等院校等就学支援金との併用可	進学後	現在在学している高校等	在学している高校等又は 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	在学している高校等	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	入学した高校等	入学した高校等又は (市立) 川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
10 年	無利子	併給制限なし ただし、審査時に考慮する場合がある。	進学後 ※毎年6月中旬に大学経由で申込 (対象は1年生のみ)	在学している大学	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		日本学生支援機構奨学金(貸与型)との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
条件によつて異なる	無利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
条件によつて異なる	有利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学している学校	現在在学している学校又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
最長 18 年	有利子	日本学生支援機構との併用も可能 郵送やインターネットで申込み可能	いつでも (受験前)	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンセンター ナビダイヤル 0570-008656 又は 03-5321-8656
20 年	無利子	併給制限なし 保護者が亡くなっているか障害をお持ちの家庭	進学前 進学後	あしなが育英会	あしなが育英会 0120-77-8565
20 年	無利子	併給制限なし	進学前約4月~1月 進学後4月~12月	公益財団法人交通遺児育英会	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
20 年以内	無利子 ※延滞利子有	必要な資金を他から借り受けすることが困難な低所得世帯が対象 原則として就学者が借受人、親権者のうち、生計中患者が連帯借受人 連帯保証人は原則として不要 他制度優先(母子父子寡婦福祉資金、神奈川県高等学校奨学金、日本学生支援機構(第一種)給付型) ※無利子の奨学金等との併用利用が可能(要相談)	進学前 進学後 (就学支度費は原則進学前)	各区社会福祉協議会 ●川崎区 044-246-5500 ●幸区 044-556-5500 ●中原区 044-722-5500 ●高津区 044-812-5500 ●宮前区 044-856-5500 ●多摩区 044-935-5500 ●麻生区 044-952-5500	

## 4 学習サポート・生活習慣習得支援

### (1) ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学3年生～中学3年生を対象に、安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣の定着から高校受験に向けた対策までの個別型の学習サポート・模試受験料の補助等を行っています。

#### 利用できる方

川崎市内に居住するひとり親家庭等の小学生(3～6年生)及び中学生

#### 【実施時間】

小学生 17:00～18:00、中学生 18:30～20:30

※実施場所により時間が異なる場合があります。

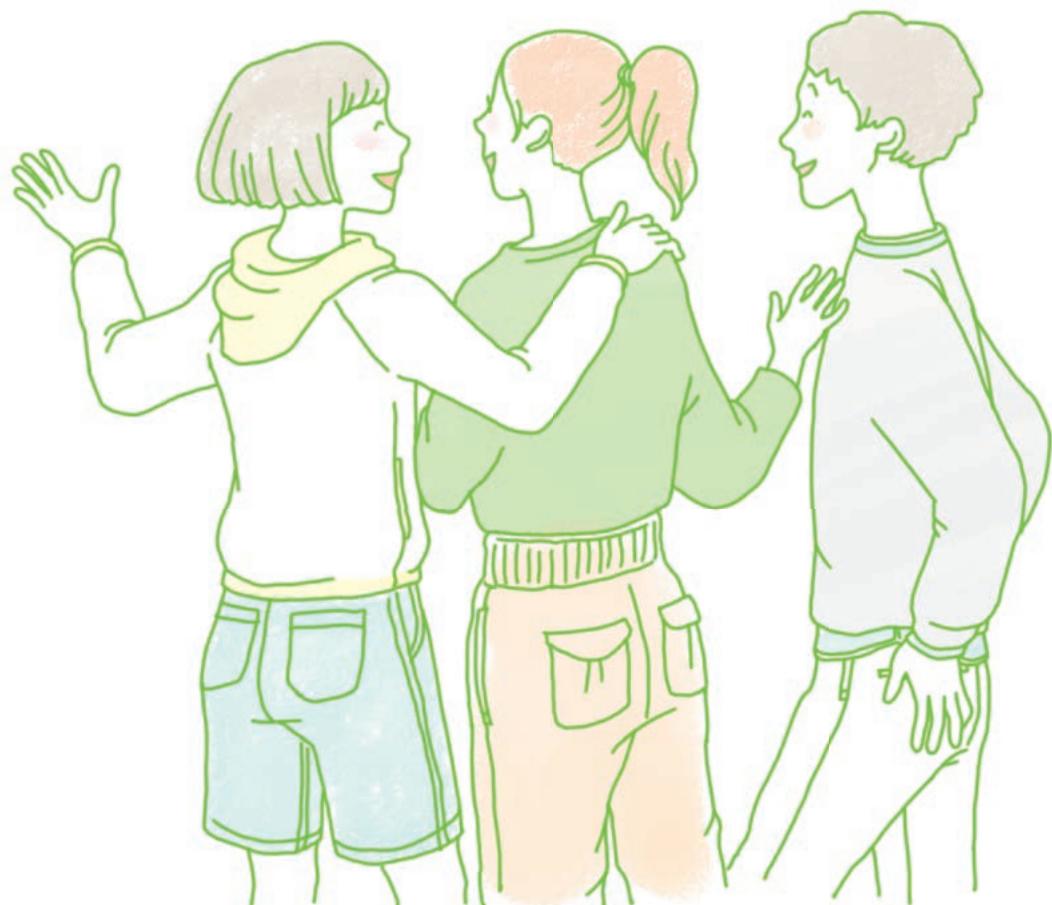
#### 【実施場所】

市内17か所で実施しています(詳細は川崎市HPに掲載)

【申込方法】 川崎市HPからオンラインで申込できます。 (川崎市HP内で検索) [ひとり親 学習支援](#) [検索](#)

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにお問い合わせください。



# 日々の生活に関すること

## 1 住まいのこと

相談窓口について	緊急
すまいの相談窓口 P60	母子緊急一時保護事業 P60
かながわ外国人すまいサポートセンター P17	
<b>新たに住居の確保をしたい</b>	
公営住宅等住居	保証人がいない
市営住宅 P60	居住支援制度 P60
県営住宅 P60	金銭面等に不安がある
母子生活支援施設 P13	住居確保給付金 P61
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 P25

## 2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業 (エンゼルパートナー制度) P44	家事援助サービス (シルバー人材センター) P62
-----------------------------------	---------------------------

## 3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業 (生活支援講習会) P62
-----------------------------------

## 4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい

メルマガ・SNS P62	かわさき子育てアプリ P63
ホームページ P62	カナ・カモミール P63

## 5 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会 ((一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会) P63	シングルマザーのための講座&交流会 (川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)) P63
------------------------------	--

## 6 各種相談窓口

その他、日々の生活に関するお困りの際は、相談窓口一覧 (P64) を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。

## 1 住まいのこと

### (1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口 【開所時間】 8:30～12:00、13:00～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内2階窓口

【問合せ】 044-244-7590

※窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

イ：かながわ外国人すまいサポートセンター

(再掲) (外国人の方) P17 参照

### (2) 公営住宅

ア：市営住宅

市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。20歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居スケジュール等のご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当  
045-201-3673

### (3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする18歳未満の子どもと母親を母子生活支援施設に保護します。

また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係、  
各地区健康福祉ステーション地区支援担当

### (4) 母子生活支援施設

(再掲) P13 参照

### (5) 居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

### 利用できる方

ひとり親世帯(市内在住で、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方)

### その他要件

- ①給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ②自立した生活ができる方
- ③原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局宅整備推進課 044-200-2997

### 【利用料等】

2年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の35%を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。

また、2年間の特約付火災保険に加入していただけます。

### (6) 住居確保給付金

離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

### 利用できる方

- ①申請時、離職・廃業後2年以内(要件に当てはまる場合は最大4年以内)または、給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

- ②離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方

- ③申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。

- 単身世帯:8.4万円に家賃額(5.37万円が上限)を加算した額 ● 3人世帯:17.2万円に家賃額(6.98万円が上限)を加算した額
- 2人世帯:13.0万円に家賃額(6.4万円が上限)を加算した額 ● 4人世帯以上はお問い合わせください。

- ④申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。

- 単身世帯:50.4万円 ● 2人世帯:78万円 ● 3人世帯以上:100万円

- ⑤公共職業安定所等へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

- ⑥住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方(賃貸住宅に入居している方)

- ⑦自治体が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていること。

- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※詳細はお問い合わせください。

【相談・申請】 だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター) 044-245-5120

### (7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

(再掲) P25 参照

## 2 家事に関すること

### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

(再掲) P44 参照

### (2) 家事援助サービス(シルバーハウス)

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区: 南部事務所 044-222-1550

高津・宮前区: 中部事務所 044-822-5031

多摩・麻生区: 北部事務所 044-980-0131

## 3 生活支援講座に関すること

### (1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業(生活支援講習会)

養育費やヨーガ、ボディーワークなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ  
044-733-1166

## 4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい

### (1) メルマガ・SNS

ひとり親家庭の方に役立つ様々な支援施策や情報を随時配信しています。ぜひご登録ください。

【メルマガ】  
ひとり親家庭応援メルマガ



【X(旧Twitter)】  
川崎市ひとり親家庭応援



【LINE】  
川崎市ひとり親家庭支援



【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

### (2) ホームページ

ア: 川崎市ホームページ(子育て応援ナビ)

川崎市の子育て情報が満載のホームページです。ひとり親家庭の方向けのページも展開しています。

川崎市 子育て応援ナビ

検索

イ: 母子・父子福祉センターサン・ライヴ  
ホームページ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援するため、生活・就業支援の情報等を掲載しています。

川崎市母子・父子福祉センター

検索

### (3) かわさき子育てアプリ

市公式のスマートフォン向けアプリ「かわさき子育てアプリ」で子育てに関する情報を発信しています。

二次元コードの読み取りのできない方は、「App Store」、「Google play」で「かわさき子育てアプリ」と検索し、ダウンロードすることもできます。

【iPhone】 【Android】



### (4) カナ・カモミール

神奈川県内のひとり親家庭を対象として行政やNPO等の支援情報を提供するひとり親家庭を支える総合支援情報サイトです。

神奈川県 カナ・カモミール

検索

## 5 シングルマザーの仲間づくり

### (1) つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称で、母子家庭等の自立促進・生活安定のために、お互いに助け合い、励まし合いながら活動している団体です。会員同士の交流が盛んで、親子で参加できる交流会や遠足等、年間を通して様々なイベントを企画しています。

- 【入会方法】
  - 入会申込書と会費(800円)を添えて、直接事務局へ申込み
  - 入会申込書と会費(切手84円×10枚)を添えて、事務局へ郵送で申込み
  - お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員(お問い合わせください。)へ申込み

【問合せ】 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

### (2) シングルマザーのための講座&交流会 (川崎市男女共同参画センター(すくらむ21))

現在シングルマザーの方、またはこれからシングルマザーになろうとする方を対象に、仕事のこと、子どものこと、時間やお金のことなどの悩みの解決に役立つ相談会や情報提供を行い、その後、参加者同士が情報交換ができる交流会を行います。(保育付)

【問合せ】 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) 044-813-0808

## 相談窓口一覧

法律関係			
相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
弁護士相談	各区役所での弁護士による法律問題全般の相談 親権・養育費等に関する相談 (面談のみ、離婚によりひとり親家庭となる予定の方も相談可)	サンキューコールかわさき 200-3939 母子・父子福祉センター サン・ライヴ	市外局番: 044 左記にお問い合わせください。 毎月第2金 17:00 ~ 20:00 奇数月第4金(11月除く) 13:30 ~ 15:00
女性弁護士による法律相談	離婚・相続・職場内のセクハラ(性的いやがらせ)や不当解雇など、女性が会う法律にかかる問題についての相談(面接・電話)	ハロー・ウィメンズ 110番 811-8600 実施者: 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	13:15 ~ 15:45(予約制) 【偶数月】第1日・第3木 【奇数月】第1・第3木
法律相談	困りごとに応じた法制度や手続きについての案内	法テラス川崎	9:00 ~ 17:00(土日、祝日除く)
養育費・親子交流(面会交流)	養育費の取り決めや請求、親子交流(面会交流)の取り決め等に関する相談	養育費等相談支援センター FPIC 横浜ファミリー相談室	平日(水を除く) 10:00 ~ 20:00 水(祝日を除く) 12:00 ~ 22:00 土・祝日 10:00 ~ 18:00 10:00 ~ 16:30(土日、祝日除く)

## 子育て・教育のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
女性コーナー(妊娠婦等健康相談)	女性のライフサイクルに沿った、心や体の健康に関する相談(妊娠中、出産、不妊、不育、思春期、更年期等)	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く) 左記にお問い合わせください。
産後の健康相談	産後のお母さんの健康の確認と相談		
妊娠・出産 SOS	思いがけない妊娠や出産への不安で戸惑っている方誰にも相談できずに悩んでいる方への相談	川崎市助産師会 750-0110	14:00 ~ 17:00(月・水・金)
育児相談	0歳から就学前のお子さんの健康や育児についての相談		
幼児相談	心理相談員による0歳から就学前のお子さんの言葉や社会性、親子関係についての相談		
乳幼児特別相談	0歳から就学前のお子さんの疾病や発達上の相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30 ~ 17:00 実施日は左記にお問い合わせください。
アレルギー相談	医師等による0歳から就学前のお子さんのアレルギー疾患などに関する相談		
母子保健相談	育児での不安や悩みごと、産後の母子の健康等についての相談	歯科保健南部担当(川崎区・幸区・中原区) 201-3182 歯科保健北部担当(高津区・宮前区・多摩区・麻生区) 935-5397	
乳幼児歯科相談	0歳から就学前のお子さんのお口のケアに関する相談		
発達相談	小学生以上の発達障害またはその疑いのある方の心身や家庭・社会生活・就労などの相談 18歳未満のお子さんとその保護者を対象とする発達に関する相談(中原区・高津区にお住まいの方は地域療育センターへご相談ください。)	発達相談支援センター 246-0939(新規相談専用) 子ども発達・相談センター きっずサポート かわさき(川崎区) 589-4667 さいわい(幸区) 276-7127 みやまえ(宮前区) 863-7505 たま(多摩区) 299-6818 あさお(麻生区) 281-3900	9:00 ~ 17:00(土日、祝日除く) 8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く)
療育相談	18歳未満のお子さんの発達の遅れ(※)や身体障害等の相談(※中原区・高津区にお住まいの方、川崎区・幸区・宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方は、まずは上記の子ども発達・相談センターへご相談ください。)	南部地域療育センター(川崎区・幸区) 211-3181 中央療育センター(中原区・高津区) 754-4559 川崎西部地域療育センター(宮前区・多摩区の一部) 865-2939 北部地域療育センター(麻生区・多摩区の一部) 988-3144	8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く) 平日および第2・第4土曜日 8:30 ~ 17:00(日、祝日除く) 8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く) 平日および第1・第3土曜日 8:30 ~ 17:00(日、祝日除く)
医療的ケア児・者等相談	医療的ケアが必要なお子さん等とそのご家族を対象とした相談	総合リハビリテーション推進センター(川崎区・幸区・中原区・高津区) 223-6973 地域相談支援センター(それいゆ)(宮前区・多摩区・麻生区) 281-0037	9:00 ~ 17:00(土日、祝日除く)
子ども・子育て相談	0歳から18歳未満のお子さんの家庭での生活、就園、就学、学校生活等の相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援) 地区健康福祉ステーション(地区支援担当)	記載 P66 8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く)
児童相談	0歳から18歳未満のお子さんの養育、虐待、非行、不登校の相談	各児童相談所	記載 P14 8:30 ~ 17:00(土日、祝日除く)
児童虐待相談	0歳から18歳未満のお子さんの虐待についての電話相談	児童虐待防止センター 0120-874-124	24時間
教育相談	小学生から高校生までの学校での学習、友人関係、いじめ、不登校、進路等の相談	教育委員会教育相談室 200-3288・200-3289 総合教育センター・越越相談室 541-3633 総合教育センター溝口相談室 844-3700	9:30 ~ 17:00(土日、祝日除く) 9:00 ~ 18:00(年末年始を除く) 9:00 ~ 16:30(土日、祝日、年末年始を除く)
思春期保健相談	思春期の身体や性に関する相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30 ~ 17:00 実施日は左記にお問い合わせください。
思春期精神保健電話相談	概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談	総合リハビリテーション推進センター 201-3242	8:30 ~ 12:00(土日、祝日除く) 13:00 ~ 17:00(日、祝日除く)
電話相談ホットライン	小学生から高校生までの体罰や先生との関係についての相談	教育委員会教育相談室 200-3289	9:30 ~ 17:00(土日、祝日除く)
24時間子供SOS電話相談	小学生から高校生までのいじめ問題やその他子どものSOS全般	総合教育センター 522-3293	24時間
児童・青少年電話相談	いじめ、不登校、非行、対人関係等の相談	542-1567	9:00 ~ 20:00(土日、祝日除く)

## 仕事のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
求人・就職	母子・父子・寡婦の就職、転職、資格取得に関する相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載 P11 記載ページをご覧ください。
	一般人の求人・求職	ハローワーク	記載 P15 記載ページをご覧ください。
	福祉関係の仕事を希望する方の求人・求職	川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク	記載 P16 記載ページをご覧ください。
	就職相談・職業紹介	キャリアサポートかわさき	記載 P15 記載ページをご覧ください。
	働くことによる不安を抱えている15歳~49歳の方とその家族の相談	コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)	記載 P16 記載ページをご覧ください。
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載 P13 10:00 ~ 18:00(土日、祝日除く)
女性の働き方やしごとに関する相談	女性の働き方やしごとに関する相談	川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) 813-0808	記載 P13 毎月第2・第4火、第1・第3土1日つき4枠(祝日、年末年始を除く)左記にお問い合わせください。

## 住居関係

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
住まいのこと	住まい探し等に関する相談	すまいの相談窓口	記載 P60 8:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00(土日、祝日除く)
	外国人の方の相談	かながわ外国人すまいサポートセンター	記載 P17 10:00 ~ 17:00(土日、祝日除く)
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載 P13 10:00 ~ 18:00(土日、祝日除く)

## その他

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
生活相談	母子・父子・寡婦のための生活相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載 P11 記載ページをご覧ください。
生活相談(外国人の方)	多言語による生活のお困りごとの相談	川崎市国際交流センター 455-8811	記載 P17 記載ページをご覧ください。
女性のための電話相談	匿名による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ 110番 811-8600 実施者: 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	日12:00 ~ 17:00/月・火・水・木 10:00 ~ 15:00/金 15:00 ~ 20:00 予約制 左記にてご相談ください。
女性のための面接相談	女性相談員による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ 110番 811-8600 実施者: 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	水 18:00 ~ 21:00 予約制 左記にてご相談ください。
男性のための電話相談	男性相談員による男性の様々な悩みの相談	男性のための電話相談 814-1080 実施者: 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	水 18:00 ~ 21:00 予約制 左記にてご相談ください。
こころの電話相談	こころについての悩み相談全般	こころの電話相談 専用電話 246-6742	9:00 ~ 21:00 (12/29 ~ 1/3は9:00 ~ 17:00) 月・水・金 13:00 ~ 19:00 土 9:00 ~ 15:00(祝日除く)
人権・権利の相談	男女平等にかかわる人権の侵害の相談	川崎市人権オブズパーソン 813-3111 令和6年7月22日以降 200-1461	記載 P16 月・水・金 13:00 ~ 19:00 土 9:00 ~ 15:00(祝日除く)
	子どもの権利の侵害に関する相談	川崎市人権オブズパーソン 813-3110 令和6年7月22日以降 200-1460	記載 P16 月・水・金 13:00 ~ 19:00 土 9:00 ~ 15:00(祝日除く) 【電話】8:30 ~ 12:00/ 13:00 ~ 17:15(土日、祝日除く) ※メールでも受け付けています。
人権に関する様々な相談	かわさき人権相談 200-2359	横浜地方法務局川崎支局 244-4166	月~金 8:30 ~ 17:15(祝日除く) 左記にお問い合わせください。
DV相談	配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害に関する相談	川崎市DV相談支援センター 200-0845	記載 P17 月~金 9:30 ~ 16:30 (祝日、年末年始を除く)
障害のある方の相談	暮らし・仕事・健康・住居等、様々な問題に関する相談	各障害者相談支援センター	各地区地域みまもり支援センター高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当にお問い合わせください。
戸籍に記載されている方の相談	戸籍の子を戸籍に記載するための手続きに関する相談	横浜地方法務局川崎支局 244-4166	左記にお問い合わせください。

## いざというときの連絡先

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
夜間、子どもの体調のことで判断に迷った場合、対処法や医療機関受診の必要性等の相談 これから受診できる市内医療機関の案内(歯科を除く) ※医療相談は対象外です。	かながわ小児救急ダイヤル # 8000 / 050-3490-3742	毎日 18:00 ~ 翌8:00	
休日(夜間)の初期診療(内科・小児科) ※専門的な治療が必要な場合は、別の医療機関を案内することがあります。 ※投薬は原則1日分のため、翌日に「かかりつけ医」等で受診してください。 ※怪我などの外科的処置は行っておりません。	川崎市救急医療情報センター 739-1919(オペレーター対応) 739-3399(コンピュータ音声ガイダンス)	24時間 365日	
高津休日急患診療所 (川崎区富士見1-1-1) 211-6555 幸休日急患診療所 (幸区戸手2-12-12) 555-0885 中原休日急患診療所 (中原区小杉町3-26-7 医師会館2階) 722-7870 高津休日急患診療所 (高津区溝口5-15-5) 811-9300 宮前休日急患診療所 (宮前区東有馬2-13-3) 853-2133 多摩休日夜間急患診療所 (多摩区登戸1775-1) 933-1120 麻生休日夜間急患診療所 (麻生区万福寺1-5-3) 966-2133	日・祝日、年末年始(12/30 ~ 1/3) 9:00 ~ 11:30/13:00 ~ 16:00 日・祝日、年末年始(12/30 ~ 1/3) 9:00 ~ 11:30/13:00 ~ 16:00 日・祝日、年末年始(12/30 ~ 1/3) 9:00 ~ 11:30/13:00 ~ 16:00 日・祝日、年末年始(12/30 ~ 1/3		

## 区役所・支所の問合せ先一覧

区役所・支所名	担当	電話番号
川崎区役所	区民課(住民登録第1係)	201-3143
	区民課(住民登録第2係)	201-3141
	区民課(住民登録第3係)	201-3145
	保険年金課(国民健康保険担当)	201-3151
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	201-3277
	保険年金課(国民年金係)	201-3155
	地域振興課(相談情報担当)	201-3135
	児童家庭課	201-3219
	保護課	201-3218
	高齢・障害課(障害者支援係)	201-3215
大師支所	高齢・障害課(精神保健係)	201-3213
	地域支援課(地区支援係)	201-3214
	地域支援課(地域サポート係)	201-3206
	区民センター住民登録・児童手当・就学担当	271-0138
	区民センター住民登録・戸籍担当	271-0139
	区民センター保険年金担当	271-0159
	地区支援担当	271-0145
	児童家庭サービス担当	271-0150
	保護課	271-0149
	高齢・障害担当	271-0162
田島支所	区民センター住民登録・児童手当・就学担当	322-1969
	区民センター住民登録・戸籍担当	322-1971
	区民センター保険年金担当	322-1987
	地区支援担当	322-1978
	児童家庭サービス担当	322-1999
	保護課	322-1997
	高齢・障害担当	322-1984
	区民課(住民登録第1係)	556-6616
	区民課(住民登録第2係)	556-6615
	区民課(住民登録第3係)	556-6617
幸区役所	保険年金課(国民健康保険担当)	556-6620
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	556-6721
	保険年金課(国民年金係)	556-6621
	地域振興課(相談情報担当)	556-6608
	児童家庭課	556-6688
	保護課	556-6723
	高齢・障害課(障害者支援係)	556-6654
	高齢・障害課(精神保健係)	556-6695
	地域支援課(地区支援係)	556-6648
	地域支援課(地域サポート係)	556-6693
中原区役所	区民課(住民登録第1係)	744-3175
	区民課(住民登録第2係)	744-3172
	区民課(住民登録第3係)	744-3185
	保険年金課(国民健康保険担当)	744-3201
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	744-3204
	保険年金課(国民年金係)	744-3206
	地域振興課(相談情報担当)	744-3153
	児童家庭課	744-3263
	保護課	744-3291
	高齢・障害課(障害者支援係)	744-3265
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課(精神保健係)	744-3297
	地域支援課(地区支援係)	744-3261
	地域支援課(地域サポート係)	744-3268



※川崎区役所については、令和7年1月6日(月)に支所・地区健康福祉ステーションの窓口業務は一部を除き、川崎区役所に移りますので、ご来庁の際にはご注意ください。詳細は川崎区ホームページをご参照ください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000153321.html>

市外局番:044

区役所・支所名	担当	電話番号
高津区役所	区民課(住民登録第1係)	861-3163
	区民課(住民登録第2係)	861-3161
	区民課(住民登録第3係)	861-3165
	保険年金課(国民健康保険担当)	861-3174
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	861-3175
	保険年金課(国民年金係)	861-3176
	地域振興課(相談情報担当)	861-3141
	児童家庭課	861-3250
	保護課	861-3254
	高齢・障害課(障害者支援係)	861-3252
宮前区役所	高齢・障害課(精神保健係)	861-3309
	地域支援課(地区支援係)	861-3315
	地域支援課(地域サポート係)	861-3259
	区民課(住民登録第1係)	856-3144
	区民課(住民登録第2係)	856-3141
	区民課(住民登録第3係)	856-3147
	保険年金課(国民健康保険担当)	856-3156
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	856-3159
	保険年金課(国民年金係)	856-3154
	地域振興課(相談情報担当)	856-3132
多摩区役所	児童家庭課	856-3258
	保護課	856-3241
	高齢・障害課(障害者支援係)	856-3304
	高齢・障害課(精神保健係)	856-3262
	地域支援課(地区支援係)	856-3302
	地域支援課(地域サポート係)	856-3308
	区民課(住民登録第1係)	935-3154
	区民課(住民登録第2係)	935-3152
	区民課(住民登録第3係)	935-3156
	保険年金課(国民健康保険担当)	935-3164
麻生区役所	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	935-3328
	保険年金課(国民年金係)	935-3165
	地域振興課(相談情報担当)	935-3143
	児童家庭課	935-3297
	保護課	935-3289
	高齢・障害課(障害者支援係)	935-3302
	高齢・障害課(精神保健係)	935-3324
	地域支援課(地区支援係)	935-3264
	地域支援課(地域サポート係)	935-3101
	区民課(住民登録第1係)	965-5122
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)	区民課(住民登録第2係)	965-5121
	区民課(住民登録第3係)	965-5123
	保険年金課(国民健康保険担当)	965-5189
	保険年金課(後期・介護・医療費助成担当)	965-5188
	保険年金課(国民年金係)	965-5153
	地域振興課(相談情報担当)	965-5119
	児童家庭課	965-5158
	保護課	965-5345
	高齢・障害課(障害者支援係)	965-5159
	高齢・障害課(精神保健係)	965-5259
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)	地域支援課(地区支援係)	965-5157
	地域支援課(地域サポート係)	965-5160

まなざし

令和6年7月発行  
 ひとり親家庭サポートガイドブック  
 発行:川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 所在地:川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044 (200) 2672

